

平成28年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成28年12月 8日（木）

開議 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

第 4 議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の
変更について

第 5 議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事
請負契約の変更について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 坂 本 美智代 君

2 番 東 まさ子 君

3 番 森 田 幸 子 君

4 番 篠 塚 信太郎 君

5 番 山 田 均 君

6 番 山 内 武 夫 君

7 番 山 下 靖 夫 君

8 番 原 田 寿賀美 君

9 番 山 崎 裕 二 君

10番 村 山 良 夫 君

11番 岩 田 恵 一 君

12番 北 尾 潤 君

13番 梅 原 好 範 君

14番 鈴 木 利 明 君

15番 松村篤郎君

16番 野口久之君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
参事	伴田邦雄君
参事	山田洋之君
総務課長	中尾達也君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	久木寿一君
税務課長	松山征義君
住民課長	長澤誠君
保健福祉課長	大西義弘君
子育て支援課長	津田知美君
医療政策課長	藤田正則君
農林振興課長	栗林英治君
商工観光課長	山森英二君
土木建築課長	山内和浩君
水道課長	十倉隆英君
会計管理者	下伊豆かおり君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	川罵勇人君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	西野菜保子

書 記 山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 改めまして皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、15番議員・松村篤郎君、1番議員・坂本美智代君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○1番（坂本美智代君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから、平成28年第4回定例議会におきまして、通告書に従って次の4点について、町長並びに教育長にお尋ねをいたします。

まず、1点目ではありますが、高齢者対策についてお尋ねをいたします。

最近、特に高齢者の自動車運転による交通事故が増加をしております。原因の多くとも言われるアクセルとブレーキの踏み間違いの事故も、ブレーキを踏んでいるつもりがアクセルに足が乗っていたなど、認知機能の衰えとともに手足の感覚が脳に届けにくくなるなど、年齢による判断低下だとも言われています。

現在、高齢者の運転免許取得者は10年前の約2倍、男女合わせて約1,700万人と言

われております。高齢女性の免許取得率も急上昇しており、昨年の85歳以上の免許人口は、男性が9割で女性が1割ですが、65歳から69歳では、男女の差はほとんどないそうであります。そして、アルツハイマー発症率は、女性のほうが男性の約1.5倍から2倍とされ、今後は高齢女性の車での徘徊が増えてくるのではないかと危惧する意見も出されておりました。

しかし、地方に住む住民にとっては、高齢者だからと言われても、車がなければ生活そのものが成り立たないのであります。安心して生活ができる交通環境をつくり、お年寄りの事故をなくす取り組みが急務であります。

本町においても、周辺地域の住民にとって、交通アクセスも限られることから、高齢者にとって交通手段である自家用車やバイクは生活を営む上で必要不可欠な乗り物であることから、運転免許証の自主返納に踏み切れないのが現状ではないのでしょうか。

そこで、町長にお伺いをいたします。

一つには、本町での高齢者の免許取得者数。年齢別にわかりましたら、65歳から69歳、70歳から74歳、75歳から79歳、そして80歳以上と、人数がわかりましたらお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。お答えしてまいります。

年齢別では公表されていないんですが、65歳以上の運転免許証保持者数は、平成28年9月末現在で3,680人となっております。また、南丹警察署に問い合わせましたところ、運転免許証を返納された方は、平成27年では27人、本年11月28日現在ですけれど、25人となっております。返納理由ですが、高齢になったことが大半を占め、最近では高齢者の交通事故が多いから返納するという理由も増えてきたという話を聞いております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 人数は年齢別には把握はしてないということでありまして、65歳以上が3,680人ということであります。また、次の質問でしょうか思いましたが、免許証の自主返納についてもお答えをいただきました。27年度で27人、28年度で25人と。また、理由等は、やはり交通事故が多いからということで、自主的に返納されたという理由であります。次の質問と絡みます。

二つ目には、地域公共交通に関するアンケート調査票が郵送されました。まだ、今集計中かとは思いますが、対象者を高校生以上としております。過疎化が進み、高齢化率が高くな

っている本町では、高齢者を対象とした対策が必要ではないでしょうか。

そこで、65歳以上の高齢者で自動車やバイクを運転されている方全員を対象にアンケート調査を実施し、対策を講じるべきと考えますがどうでしょうか。お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状、アンケート調査を実施する考えはありません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、答弁いただきました、高齢者対象にアンケート調査はしないということではありますが、こないだ、こうしたアンケート調査が全戸に配られたのかどうか私はわかりませんが、あるお年寄りの方がこのアンケート調査を持ってこられまして、大変わかりづらいと、どう書いたらいいのかなということ聞かれたんです。確かに、これ公共交通に関しての、町営バス等のアンケートで、やはり困っていることは何かとか不満はあるのかなというアンケート調査ではあると思うんですけども、やはり、この中身を見たら、特に高齢者の方にとっては、大変書きづらいようなアンケートになってたのではないかと思うんです。今、先ほど、私一つ目の質問とも絡むわけではありますが、人数も把握されていない、それぞれの年齢別の把握がされていない。それで、理由としては、交通事故を自分が起こしたらあかんからということの理由やということではありますが、やはり、これだけ高齢化率が多くなると同時に、高齢者が増えることによって、交通事故が増えているわけですから、やはり、この65歳から69歳、やはり年齢別ごとのアンケートをとって、自主返納、もしする場合には何が困りますかとか、何が一番不便ですかとか、そういった内容を把握することが、やはり自治体としても必要やと思うんですよね。これだけ過疎になるというか、周辺部の者にとっては、なかなか、車の運転免許を返すということは、大変できないに近いと思います。私たちが、私ももうじきしたら65歳になりますが、もし、70、75歳と年齢を重ねるごとに、いざとなったら免許証を返せるかな、そういった、やはり自分として考えてみたときに、何が一番問題なのか、それは、町としてやはり一番把握していくべきことやと思うんですよね。こうした高校生以上のアンケートをすることも必要かと思いますが、これだけ高齢者にとっての交通事故が起きているのであれば、やはり町として対策を講じる必要があると思いますが、改めてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 最初の年齢別の件につきましては、公表されてませんので、申し上げられなかったということで、65歳以上の高齢者というくくりで町長から報告をさ

せていただいたところでございます。

アンケートの件でございますけども、高齢者の交通事故につきましては、これは本町だけじゃなくて全国的、現在の大きな社会問題というふうになっておりますし、第一の原因はやはり車社会である、その生活の基本が、ほとんどの方が年齢にかかわらず車による生活が中心になっているということが現実問題であります。本町においてどうなのかということもありますけども、これにつきましては、本町だけじゃなくて、全国的な問題として、交通安全対策として、また、交通の確保の問題として、全国的な取り組みがまずは必要になってこようというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長がまさに答弁していただいたように、これは、全国的なことではあります。全国的なことではあっても、やはり住んでいる私たちにとっては身近なことではありますので、先ほど言いました、この公共交通のアンケートに関しても、やはりそういうことを踏まえてのアンケートではなかったかなと思いますが、その点はどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） そのアンケートにつきましては、本町にあります、鉄道も走っております。それからJRバス、そして町営バス、また、NPO法人等による有償運送、現在はありませんけども、その他の地域では地域の自主運行、無償運送もされています。そういった中で、それぞれの役割の中で、地域の交通をいかに確保していくかという視点の中で調査をするものでございます。もちろん、高齢者の交通対策もそれに含まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、課長から答弁がありましたけども、やはり、免許返納をためらう一つとしてね、やはり買い物とか、やはり病院に行きたい、そのときに、好きな時間にやっぱり行きたい、好きなときに帰りたいというのも一つの理由ではあるかと思えます。

それと、もう一つは、それぞれの、先ほど27年度で27人返納され、28年度で25人でしたかね、返納はされました。そういった自分から自覚をされて返納されることもありますが、やはり多くの方は、そういった生活がしにくいという一つの理由と同時に、やっぱり自覚も少し、それぞれの自分の長い年数自分自身運転してきたから、事故もなしに運転して

きたという自分の自信ですね、そういったこともあるかと思ひますし、やはり自分だけは大丈夫やというような、そういった自分の中で自覚が、そういったことが自負するところも見えてくるんじゃないかと思うんですが、そういうところを、やはり一つの町の取り組みとしても、運転機能が落ちてきているとか、そういった自覚をチェックするような、そういった取り組みも、もちろん必要ではないかと思うんですよね。そやから、その一つとしても、やはり高齢者を対象にしたアンケートの中に、そういったことを、質問を組み入れるなどして、そういったアンケート調査を独自ですること大きな、大事なことではないかと思ひます。改めてもう一回お伺ひしたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 高齢とともに身体機能が低下するといひますか、そういった中で、一方では自分の運転に対する自信はそのまま持っておられてという、自信についてはなかなか捨て切れないうところの中での運転だとは思ひますけども、それにつきましては、免許更新の際に、そちらのほうで講習等というか、そういった機能診断とかが受けられますので、それは、そちらのほうでしっかりとチェックをしていただきたいというふうに思ひております。

それと、自信を捨てるといひますか、身体機能低下があるものの、まだ自信は持っているというような、そういったことにつきましては、これは全国的なことでもござひますので、近隣の市、町それから警察署も含めまして、また、交通安全啓発の中で取り組んでいきたいというふうに思ひております。

それから、やはり車社会の中での生活で、一方免許を手放すと公共交通機関になるわけですけども、やはり、先ほども議員がおっしゃったように、好きなとき、好きな時間に買い物に行きたい。それは当然思われるかもしれませぬけども、やはり、自分の生活をバスに合わせたり電車に合わせたり、そうやって生活をみずから合わすことによつて、車のない生活のリズムもつくっていつてもらうというのも大切なことなんではないかなというふうには思ひております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、現状ではね、免許を取得してから、高齢者講習の70歳ですね、高齢者の講習が始まるまでは、それまでは1回も、言うたら、自動車免許教習所には行かないわけでありまから、なかなか、自分の運転がどうなっているかというのも、そういった点も、見つけにくい点もあるかと思ひます。やはり、そういったことも、一つの原因もあり

ますが、やはり、この京丹波町においては、特に周辺部においては、車がなくては買い物はもちろん病院にも行けないわけですから、そういったものにかわるということは、代がえ、そういった対策がもちろん講じ、今、買い物バス等もね、ワゴン等も、道の駅「和」と道の駅「丹波マーケス」で送迎されておられますが、なかなかそれだけで、昨日の質問の中でも、ほかに寄りたいところがあるとか、そういったときに、出かけたときに、ここにも行きたい、あそこにも行きたいというのがありますのでね、やっぱり、そういったときに、こういった、一番この京丹波町で求められている、高齢者の出かけるときに求められる交通手段、そういったことの把握をするためにも、やはり、私が先ほどから言いますが、そういったアンケート、65歳以上の3,680人の方ですが、そういったアンケートをとるのも、私は、しつこいようですが、必要やということも申し上げたいと思います。

また、今、全国的に、市町村それぞれの市町村でも、免許返納された方に特典をつけておられます。タクシー券を渡したり、そして、バスの乗車割引券を渡すといったようなこともされている市町村もおられます。それと、なかなか、以前でしたか、私もこの高齢者の免許を返納するために、シニアカーへの助成もしたらどうですかという質問もさせていただきました。そのときはよい返事ではなかったんですけども、やはりそういったことも今考えるべき時期ではないかと思いますが、そういった割引券等の考えはないのかどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 運転免許返納制度についてですけども、それにつきましては、交通安全対策の一つとしまして、現在検討をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 前向きに検討しているということでありますので、やはり、これは、なかなか猶予がありませんので、早急に検討し、また、そういった対策を講じていただくことを求めておきます。

2点目ですが、交通安全対策について、町長にお伺いをいたします。

いずれも、これまでから、一般質問で何回か取り上げてまいりましたが、実施に至っていないことから、改めて質問をいたします。

一つに、児童生徒の通学路でもある橋爪大野地内における国道9号の歩道の拡幅工事について、27年の3月議会の答弁では、26年12月初旬に橋爪区の代表の方等に説明をし、計画や測量作業等に対する同意をいただき、3月時点では測量を終えて、詳細設計を進めているとのことでありました。詳細設計ができれば、地元説明会を開催したいとの答弁をいた

だきましたが、その後の進捗状況と見通しはどうか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 橋爪地内の歩道拡幅につきましては、国土交通省福知山河川国道事務所において計画が進められております。現在、用地測量が発注されまして、境界立ち会いに向け準備が進められております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 準備が進められているということで、徐々にではありますが、進展しているということではあると思うんですけども、具体的には、時期的にはいつ頃というようなことは、お聞きしていないのでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今、ご質問にありました時期につきましてですが、本年度、用地の幅杭を設置いたしまして、用地の境界立会のほうを今月中にしたいということでお聞きしております。

今後につきましては、用地買収や補償、また移転の交渉とかありますので、工事の時期につきましては、それが終わり次第工事着手ということになりますので、時期としてはちょっと申し上げられませんが、今のところ用地交渉に入る前ということで、来年度用地買収にかかれるというようにはお聞きしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 来年度になってから用地買収ということでありまして。返事をいただいてから2年になるわけでありまして、この間、相変わらず子どもたちを巻き込む事故が後を絶っておりません。今年3月と10月にも集団登校中の小学生の列に車が突っ込み、いずれも1年生の男の子が亡くなっております。どちらの事故も高齢者の運転によるものであります。やはり、今、普通の道路を走っていても、高齢者と若者が分けて走ることではないのでね、同じ道を走るわけなんで、やはりこういった高齢者が増えてくることによって、事故も増えてくるということではないかと思いますが、やはり早急に取り組むことを求めていると思います。

二つには、橋爪地内みずほ団地の国道9号と町道中台線との交差点における安全対策についてであります。

26年、27年のいずれもの3月議会で質問をいたしました。その中で、町道ゆりやま橋

の橋梁補修工事が終了した後、実施するとのことでしたが、団地の方からいつ頃になるのかという声も聞く中で、予定時期はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 橋爪地内の国道9号と町道橋爪中台線との交差点における安全対策につきましては、国土交通省福知山河川国道事務所において、再度京都府警本部と協議が行われております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 協議が行われているということではありますが、答弁のときにはすぐにできそうな感じやったものですから、やはり団地の方は期待をされて待っておられますので、ぜひ早急に進めていただくことを求めています。

三つには、主要地方道日吉京丹波線の下山栄農橋交差点付近にある転落防止柵を見通しのよい柵に交換すべきと、24年3月議会で質問をいたしました。町長の答弁では、国交省に確認をしてもらったところ、改善をするとの回答を得ているということでしたが、既に5年を経過しようとしております。この間、町として改善をされたのかどうか、その場所を確認はされましたか。また、その後の改善は求められたのかどうかお伺いします。そして、この改善の時期と見通しはどうか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道の下山日吉線と主要地方道日吉京丹波線交差点部の改良につきましては、京都府に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 以前は国道で国交省やったかと思うんですけども、府道に格下げとなったことで府に求めていくということではありますが、やはり、この間、5年も経っておりますのでね、やはりそういった確認というのはされていなかったのかどうか、その点再度お伺いします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 国の管理のときから確認はさせていただいて、国のほうには要望はさせていただいておりました。今、町長の答弁にもありましたように、今後、再度現地も、私も確認させていただいて、ちょうど歩道柵が重なるような格好で見にくいというのも確認させていただいておりますので、今後は、今、京都府が管理しておりますので、京都

府のほうへ要望してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、3点目に教育関係について、教育長にお伺いをしたいと思います。

児童生徒が成長する過程における生活習慣は大変重要であります。親の働き方や、テレビ、ゲーム、スマホなど子どもたちの生活に大きく影響を及ぼす環境によって、生活習慣の乱れや身体活動の減少につながってくるのではないのでしょうか。

本町では、健康増進計画による、乳幼児から高齢期までの健康づくりの推進を行っておりますが、食事、運動、睡眠など幼年期や思春期の生活習慣が青年期、壮年期への健康づくりに大きくかかわってくることから学校教育との連携が重要であります。今後の学校教育での取り組み等について、教育長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。食事、睡眠などの生活習慣については、各校・園において、それぞれ生活習慣等の調査を通じ、実態を把握した上で、適切な生活習慣の確立に向け、家庭との連携した取り組みを進めております。

平成27年度に実施をされました、全国体力、運動能力、運動習慣の調査におきまして、小学校5年生の結果であります。食事をしっかりとっていると、こういう問いに対しまして、全国的には91.9%であります。本町では95.0%。また、よく眠るという問いには、全国的には85.8%。本町は92.5%と、こうした取り組みによりまして全国的な水準を上回る状況にあります。

また、運動については、小学校では、体育の授業のほかに、朝、あるいは昼休みのランニング、校外遊びなどを通じまして、運動量の確保、運動の習慣化を図るとともに、町で行っております小学校陸上競技交歓記録会、各種の駅伝大会、校内持久走などを通じ、こうした機会を通じた取り組みも進めております。中学校では、体育の授業以外に、部活動が大変大きなウエートを占め、体力、競技力の向上、運動に親しむ、そういう機会となっております。

こうした取り組みを通じまして、ホッケー部が、ご承知のように蒲生野中学校、瑞穂中学校がそろって全国大会に出場し、また、先ほど行われました中学校駅伝競走大会では、瑞穂中学校、和知中学校が口丹波地域を代表する6チームに選抜をされ、府の大会で活躍すると、そういう結果にもつながっております。

また、今年度運用を開始いたしました京都トレーニングセンターと包括協定を提携し、小学校では駅伝に向けた指導、中学校では、ホッケー部を中心に、体力、競技力向上に向けた

継続的な指導支援を受ける、そういう取り組みも進めております。

以上のようなことでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） ただいま、教育長から答弁をいただきまして、全国的から見れば、この京丹波町においては優れているとか上を行っている、運動に関しても食事に関してもというようなことを今、答弁をいただきました。私、今健康づくりの推進協議会の議会のほうで、代表として出させていただきます、その中の資料で、この京丹波町における数値等も見せていただきました。確かに、改善をされている部分と、改善がまだされにくいという部分も、数値からですが見られます。その一つは、先ほど言いました食事ですね、朝食べているか、食べていないかというアンケートであります、子どもから聞いたら食べたよという子どもたちの答えがあったかなとは思いますが、ある研修会に行ったときに、そうした子どもたちの朝食食べたという中身がね、しっかりと、パンでもよろしいし、パンとヨーグルト、それでもよろしいんですけど、ある子はポテトチップスを食べたよと、お菓子食べたよと、それで食事だよと、そういう返答もあるという例もお聞きいたしまして、確かにそうかなと。親の働き方もありますのでね、食事がしっかりと提供できない親ごさんもあるかと思いますが、それを見ましたら、数値だけでなかなか判断って難しいものやなと思って、改めて勉強させていただきました。睡眠に関しても、やはり、中学生になればなるほど、やっぱりテレビとゲーム等でだんだんと、なかなか改善がしにくくなっているというのと、もう小学生においては、この京丹波町では、少し数値は下がってましたが、今、子どもたちのテレビ、ゲーム、そのほかにスマホ、そしてタブレットとか、いろんなものが、情報もたくさんありますので、だらだらとしたような、見てる、そういうことが、やはり睡眠にも関係ありますし、睡眠に関係したら、今度は食事がね、このアンケートにもありますが、食事がとれない、食欲がわかないと、時間がないと、やはり夜遅くまでそういうことをしていたら朝が起きれないと。それで、学校の給食で栄養バランスとっているかなというように感じるわけなんです。そやから、一つ、睡眠にしても、食事にしても、中がちゃんとそこまで、学校として、どんなものを食べたんやとか、何でこんなに遅かったんやとか、そこまで踏み込んだ答えをちゃんと把握する必要があるんやないかと私は思うんですけれども、その点をちょっとお伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、ご指摘のようなことについては、それぞれ学校でも、実は、多かれ少なかれ承知をしている内容かというふうに思います。そうした中身、特に食事の内容

については、これはやはりそれぞれの家庭の保護者の皆さんの、自覚の持つところ、大変大きいので、私ども教育委員会、PTAの研修会等で、随分こういう問題については取り上げております。そういう機会を通じてですね、やっぱり保護者の皆さんによくそういうことの大切さを理解いただけるよう、これは粘り強くそういう研修を通じて進めていきたいなど。ただ、今ご提案の食事内容の詳細にわたっての調査についてはですね、これはやはり、少し、それぞれの家庭の中の問題もありますので、一般的に、一律にそういう調査をすることについては、いろいろ検討すべきことも多いかとは思いますが、担任等が個別の保護者との面談等を通じて、そういうことについては適切な指導助言を進めていくことが大事ではないかと、そんなふうに思います。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 今、教育長から答弁いただいたように、まさに保護者との連携というのもとても大切であります。私、ちょうどテレビをつけましたらね、吹田市のある中学校で医師の女の先生が授業をされてたんです。それは、やはり食べ物、飲み物に関してでありました。今、自動販売機がそこら辺にありますので、スポーツドリンクにしるジュースにしる、大変手軽に飲むことができるわけであります。それと、今、生活習慣病って低年齢化しております。血糖値が高くなるとかね、糖尿病の子たちが。血糖値が上がりやすい食べ物というのがね、やはり、揚げ物とかカレーとかシチュー、おすし、菓子パン、そういったものが挙げられておりました。そしたら、そうかな言うて、子どもたちもね、自分たちが好きなものが、やはり自分の生活習慣病につながっているということを学んだようであります。それと、清涼飲料水の中に含まれている砂糖の量ですね。私、もうそのときに初めて勉強させていただいて、大変恥ずかしいんですけど、お手元にも昨日、させていただきました。ラベルにね、炭酸飲料水なんか炭水化物というのがあるんですね、これで、大体100グラム中角砂糖が1個入っているらしいんです。そやから、これにしましたら、炭水化物が11グラムということはお砂糖が二つ入っているなど、角砂糖がね。大抵今500グラムって、すぐがっとなら飲んでしまいますね、特に子どもたちは。まして炭酸飲料水なんかね。500グラムやったら55グラムになるわけですが、九つ入っていると、お砂糖が。お砂糖だけ、角砂糖食べなさいって、九つ食べられませんね。そやけど、知らず知らずのうちにこれは体の中に入っていると。多い子では、もう1日に2本も飲む子もあれば、そういった差もあるわけですが、そういったことを、やはりその先生の授業の中で言われて、あとで感想を、中学生の男の子が言うてはりました。自分の食べているものが、これほど摂り過ぎ、食べ過ぎという

のを自覚はできなかつた。やっぱり、その先生が、食べる前に自分で考えなさいと。若い頃とり過ぎた血糖値というものは、高くなったら、若い頃摂り過ぎると血糖値が高いことに慣れてしまうらしいですね。そやから、年にとって糖尿病ですって言われても、もうそれでは治らないというようなことも言われておられました。

そしたらやはりね、本町においても、この健康づくりの基本目標に、幼年期から思春期の間の基本目標は、子ども自身が自分で健康について考え、行動ができるようにということに上げられております。先ほども教育長がおっしゃったように、やはり、保護者とともにね、学校行事の中で、繰り返しこういったことを取り組む、もちろん授業参観も必要であります。そういったことを取り組むことも重要かと思いますが、その点、もう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今、大変大事なご指摘をいただきました。私ども、今、本町では、非常に各小中学校、幼稚園も含めまして、食育に大変熱心に取り組んでいるというふうに理解しています。今ご指摘の、例えば、清涼飲料水に含まれている糖分の量、こういったことも含めてですね、既に各校、特に栄養教諭、また、中学校では保健体育等の授業の中、あるいは家庭科の授業なんかでも取り組んでもいただいていますし、保護者も含めてですね、そういったことをしっかり、よく理解した上で、特に、中学生になれば、自分の食生活は、やっぱりみずからがしっかり自覚をするということが非常に大事かと思っておりますので、ご指摘いただいたことをさらに進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 4点目に、マイナンバー制度について町長にお伺いいたします。

25年3月にマイナンバー法が、わずか3カ月というスピード審議で成立をいたし、昨年の10月から住民登録をしている全ての住民に12桁の番号が通知をされ、1年となりました。また、今年の1月から個人番号カードの交付が始まりましたが、この間、交付システムのトラブルが相次ぎ、交付が大幅に遅れているともお聞きいたします。そこで、町長にお伺いします。

一つには、総務省住民制度課によれば、10月16日現在でトラブルが1,156件、個人番号カードの交付は870万枚としており、政府の目標の3分の1程度であると言われております。そこで、本町でのカードを受け取りに来た人に発行できないといったことなど、影響は生じていないのか、また、DVなど被害者の方に対する配慮、例えば住所を移すことができませんので、トラブルはなかったのか、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 1月から3月にかけて、カード交付申請が集中したことによりまして、カード交付委託機関であります地方公共団体情報システム機構側の管理システムに不具合が発生して、1人当たりの交付に時間を要していましたが、現在では交付が集中していないこと、また、システムが改修されたことにより、本町におきましては、交付に支障はま
ずございません。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） そういったことはございません。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） それでは、二つには、本町での個人番号カードの申請と主な利用目的はどんなことであったのかお伺いしたいと思います。

申請の件数、そして主な利用目的、例えば、身分証明書とかね、そういったことの目的、使い道というのはどうであったかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 10月末現在で申請が1, 132件、うち交付は844件となっております。利用状況ですが、運転免許証等に代わる本人確認証明として、極めて少数ではございますが使用されたということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） このカードをつくれば、いろんなことに利用価値がありますよということで、このマイナンバーカード制度がつくられたかと思うんですけども、今、おっしゃったように運転免許の身分証明書ぐらいかなというのが、今、本町での利用状況でありました。

3つには、政府は、税と社会保障、災害に限定すると当初言うておりましたが、将来的にはクレジットカードや健康保険証等も組み込む計画が検討されておられます。利用対象をこうして広げれば広げるほど、個人情報の流出が危惧されますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 特定個人情報の取り扱いにつきましては、基本方針、管理規程、取扱

マニュアルを策定しまして、全ての職員が正しく理解し、安全で適切な制度運用を行っております。特定個人情報の適正な取り扱いを実現するために、組織体制を構築しまして、特定個人情報を取り扱う全職員に研修を行い、個人情報の流出防止に努めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） 全職員で正しくちゃんと理解をして、安全、適切に行うということは、当たり前のことではあるかと思うんですけども、町長もごらんになったかと思うんですけど、12月3日付の新聞報道でね、勤務先の女性役員のマイナンバー通知カードの画像データを不正入手して、1,000枚ぐらいコピーして駅に配って歩こうかななどの書き込みで逮捕された男の方がおられました。これは、会社への不満があったというようなことでありましたが、こうした個人情報の漏えいや、企業による不正使用の恐れを危惧するということが当初から言われておりました、そういったことが現実になってきております。やはり、この個人情報はもちろん流出してはあかんのですけれども、何らかの方法でやろうと思えばやれるなということが現実的にいろんなところで出てきております。やはり、本町といたしましても、もちろん、職員がそういった、きっちりと流出しないように、もちろん研修も重ねておられますが、やはりこういった危なっかしいというかね、一つ流れてしまえば全部情報が流出するような、こういったマイナンバー制度のこういったあり方に、再度、町長としてはどのように考えますか。お伺いします。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、国のほうで一定方針が出されまして、法律改正等があつて、その方向に進んでいるものでありまして、それに対しまして、本町としましても当然取り扱いには厳重を期しておりますし、職員研修等を通じて、情報の流出とかそういったことがないように改めて自覚を促すとともに、適正な管理運営に尽くすように、そういう研修等も行ってきているところでございます。管理につきましては、一括で管理をするというものではなくて、各所管等におきまして分散的に管理をされるものでありますので、また、使用します利用者、取扱者につきましても限定をしているとかいうようなこともございますので、そういう情報の流出がないように、今後も引き続いて対応をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○1番（坂本美智代君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○2番（東まさ子君） それでは、平成28年第4回定例会における私の一般質問を行います。

まず最初に、府立高校のあり方懇話会と須知高校について質問をいたします。

昨年8月に京都府の教育委員会が生徒数減少期における府立高校のあり方検討会議を開催いたしました。この府の検討会議は、中学生卒業生数の減少が見込まれる中、府立高校の今後のあり方や活性化策について広く意見を求めるために設置され、8月から9月にかけて3回行われたということでした。それを受けて、口丹地域における府立高校のあり方懇話会が3月18日に開催され、口丹通学圏全ての高校の校長、小学校、中学校の代表、PTAの代表、2市1町の教育長、管内の企業関係者などが出席をされて意見を表明されたということでありました。松本教育長も京丹波町における須知高校のあり方懇話会の提言の趣旨に沿って、須知高校が、人づくり、まちづくりにとって将来にわたって必要不可欠な高校であり、存続はもちろん、さらなる充実を求める意見を述べたと9月議会で答弁をされております。町長も同じ立場を示されているところであります。

そこで、まず1点目ではありますが、本年3月18日に開催されました、口丹地域における府立高校のあり方懇話会以後の詳細についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えいたします。

口丹通学圏における府立高校のあり方検討の進捗状況でありますけれども、今ありましたように、本年3月18日に、府教育委員会の主催で口丹地域における府立高校のあり方懇話会が開催されました。その後については、特に、生徒数の減少が見込まれる学校などについて、秋以降、高校ごとに関係機関を交えあり方を検討すると聞いておりましたが、進捗状況は、当初予定より遅れております。須知高校に関する検討については、この12月ないしは29年1月の開始に向けて、現在調整中と、そのように聞いております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 高校の、個別に聞いていく、そういうものは12月また1月になるかということでありました。今現在の須知高校の生徒の状況を見ますと、普通科が圧倒的に、そら地元からは普通科にたくさん行っているということで、前回教育長から言っておられましたように、普通科とそれから食品科学ですね、その現行体制を求めていくということで答弁をいただいております。こちらの側は、そういう町長も含めて、そういう立場で臨ん

でいっていただけると思っておりますけれども、京都府のほうにおいては、平成35年には、今、1学年3クラスのクラス数が2クラスになるというふうな予想を立てているということで、最初に行われた8月、9月に行われた京都府の検討会議では、普通科1、それから専門科1とか、そういうのではなくて、普通科を2にするとか専門学科を2にするとか、そういうことが望ましいとか、そういう意見も出ている中でね、京都府の教育委員会のあり方というのは、どういう方向が求められているのか。そういうことはどうですか。全然方向というのはわからないのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどありました、府のあり方懇話会の中でですね、あれは、一つの結論という形で、最終的には出ておりません。さまざま出た意見が併記をされているということでありましたが、今のそれぞれの今後の高校のあり方について、一つには、今おっしゃったように、一つの高校に3クラス程度は、やはり望ましいという意見と、ただし、現在の京都府、とりわけ北部の状況を見ると、やはりそれぞれの地域に高校が必要であると。その際については、先ほどのような今後の人口推計とのかかわりでですね、さまざまな形態も、もう一方では必要ではないかと、そういう意見が併記されていたというふうに理解しておりますので、したがって、現在こういう形で、それぞれの通学圏ごとに、こうしたあり方懇話会を持つということは、そういう二つの趣旨に立って、それぞれの地域にどういう府立高校のあり方が必要かと、だからこそそういう議論がされていると、そんなふうに私は理解しています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 京丹波でありましたら須高であります、そういう開催時期が遅れているということではありますが、京都府の方針としては、方向づけというのは、いつ頃をめどにこの方向を決めていくのか、わかっておりましたらお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この口丹通学圏の高校のことについてお伺いというふうに理解をしてお答えします。

この口丹通学圏の、今申しましたように、各高校ごとにこの会を持って、それぞれの地域の意見をよく府の教育委員会としても集約をし、その上で、他面では口丹地域全体のあり方についてという、個々の高校と全体という関係がございますので、したがって、時期的には、この懇話会も丹後地域の例を見ましても一定時間かかっておりますので、この12月

ないし1月からの開始でありますから、数回開催されることを考えても、29年度中に向けて意見集約を進めていくのではないかと、私はそんなふうに推測をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 北のほうの丹後の状況をちょっと見ておりましたが、それぞれ高校は高校で、地元の高校をとということでおっしゃっておられますけれども、なかなかそういうふうなことでは調整が図られにくい状況も、私たち見るほうからすればあります。ですので、京丹波町におきましたら須知高校を現行の体制でということ、思ってもなかなか、京都府の方向に押し切られるようなこともあるのではないかなと思ったりもするんですが、まさしくそういうふうな状況になった場合には、丹後のほうではいろいろと説明会したり、アンケートもとったりされた後のいろいろな今の状況でありますので、口丹の地域においては、そういうことはまだ全然ありませんので、住民のほうからもそういう声が上がっていないということもあるかもわかりませんが、そういうことも含めて、住民の合意でいろんな物事を決めていくという、そういうことに取り組んでいただけるのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 京丹波町におきましては、そういうこともあり、京丹波町における須知高校のあり方懇話会を町長の諮問機関として設置をいただき、幅広い人からご意見も伺いまして、須知高校の将来方向について、町としての、一定のまとまった須知高校のあり方を既に整理をいただいております。これが、私が、今後京都府教育委員会に、京丹波町教育委員会としてご意見を申し上げる、そういう指針であると、まず考えております。

今、ご質問のありました丹後地域における府立高校のあり方を検討する中で、京都府教育委員会として、丹後地域の府立高校のあり方に関する基本的な考え方が示され、その内容について保護者を対象としたアンケートの実施、また地域の方、保護者を対象とした公聴会が開かれたと。そういうように承知をしています。

この口丹地域においては、各高校のあり方について実質的な検討はまだ始まっておりませんが、今後検討を進める段階において広く意見を求めること。また、一定の考え方が整理された段階では、適切な説明がなされるよう、京丹波町の教育委員会として求めていきたいと考えております。

いずれにしてもですね、須知高校の充実に向け、保護者はもとより、町民の皆さんの意見が広く取り入れられるよう、そういう立場で臨んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） それでは、次に、認定こども園についてお伺いをいたします。

子ども・子育て支援事業計画では、平成31年度を目途に教育・保育施設の新規整備を目的としておりました。上豊田保育所、須知幼稚園は、施設の老朽化が顕著で、一日も早い整備が求められている状況であります。昨日の答弁によると、認定こども園開設に向けた開設準備委員会の設置のもとで三つの部会をつくり調査検討をしているということでありました。具体的にどのように推移しているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 昨日、答弁いたしましたように、現時点では、本年度から教育委員会内に認定こども園建設推進室を設置をいたしまして、現在、保育所、幼稚園、子育て支援課、教育委員会等の関係者で構成をいたしております開設準備委員会で、まず基本構想の検討をしている、そういう段階であります。

これも、昨日ご答弁申し上げましたように、大変検討すべき事項が多岐にわたっておりますので、認定こども園に関する運営の協議部会、須知幼稚園と上豊田保育所の統合に関する統合検討部会、そして、認定こども園の教育課程に関する教育課程部会、三つの部会を設け、昨日申しましたように、2回ないし4回、それぞれ専門的な立場で検討を進めていただいております。

今後、開設準備委員会の検討を踏まえて、29年度には認定こども園の基本的な事項について子ども・子育て審議会にお諮りをして審議をいただきたいと、そのための準備をしているという状況であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 事業計画では、31年度ということになっていたと思うんです。整備の時期がね。そういう時期とかそういうものについてはどういうふうになっているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 子ども・子育て審議会からいただきました答申には、31年度の開設に向けてというふうに答申をいただきましたが、現在進めている状況では、検討すべき事項が大変多くてですね、少しそれよりも遅れる見込みではないかと、そんなふうに思っております。その開設時期も含めまして、現在、開設時期については、もう具体的に建設も含め

て専門的な見地からの検討が必要ですので、そういう中で、おのずと明らかになってくるので、少し遅れざるを得ないなど、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと細かいことになりますが、この認定こども園というのは、国の補助金とかそういうのはどういう状況になっておりますか。お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 現在のところは、公立のこども園に対する補助金は、ちょっと今のところ見つけられていない状況であります。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この公立の認定こども園の補助金が見つけられていないということは、どうなんですか、公立やなかったらあるわけですか。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） 待機児童の解消というのが、一つの国の項目になっておりまして、私立のこども園についてはそういった制度があるように聞いております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 認定こども園についてはね、公立だけやなしに私立というか、そういうもののほうが多いというふうなことも見受けられるとは思っておりますが、それは結構ですが、例えば、この認定こども園になりますと、保育料なんかは、幼稚園でありましたら、幼稚園は今、定額ですよ、7,000円でしたか。そういう保育料というのはどういふふうに変わりますでしょうか。

○議長（野口久之君） 川畷教育次長。

○教育次長（川畷勇人君） そういったことも含めまして、これからの検討課題となっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 6月議会でしたかね。坂本議員が聞かれたときには、進捗も含めて保護者とか、そういう住民の皆さんに説明をその段階に応じてしていくということでありましたが、例えば、保育料なんかはね、今の幼稚園の決め方と違うとするならばね、負担が増えたりすることになった場合などは、やはり保護者に影響を与えますので、29年度には決まるということでありませけれども、やはりきちんとそういうことは、細かく、早目に言って

おくのが筋ではないかというふうに思っております。

また、幼稚園の1号認定ですか、幼稚園の子たちが、3歳から5歳児で保育を必要としない子が入る。認定されるのは1号認定でありますけれども、2号認定と1号認定の子どもたちというのは、同じ部屋で教えてもらうということになるのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 保護者への説明です。昨日の質問の中でもお答えをしましたが、子ども・子育て審議会にお諮りをし、一定の方向性がまとまった段階で、これについてはやはり、きちっと説明をさせていただき、また、パブリックコメント等をやっぱりすべき必要があると、そんなふうにも考えておりますし、また、子ども・子育て審議会の中に関係者の方にもお入りいただいて、広く意見が聞けると、そういう議論になるよう声をかけたいというふうに思いますし、また、具体的な、先ほど、今後認定こども園でどのような保育あるいは就学前教育がなされるかについては、そのことも含めて、今、先ほど申しました準備委員会あるいはそのもとでの部会で、それぞれ専門的な見地から検討をいただいておりますので、そこで一定整理されたものを持って、開設準備委員会にお諮りをするということですので、そういうことも含めて、今、検討しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろと部会も立てられて、視察ですか、いつだったか、ホームページで見たときに、視察に行くというようなことも載っていたというのがありますが、視察なんかに行かれて、課題というか、ここは課題だなというふうな、そういうことに気がついておられることがありましたらお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 川島教育次長。

○教育次長（川島勇人君） 視察につきましては、11月14日に京丹後の峰山のこども園、このこども園といいますのは、これは、一体型の施設でありまして、認定のこども園ではございません。また、与謝野町のかえでこども園、これは認定のこども園でございます。課題とかはたくさん、行く前から委員会の中でもたくさんございます。時間のことですとか、送り迎えのこと、もう一つ一つが、それぞれが50年以上の歴史を持つものでございますので、それを一体化しようとしておりますので、課題はもう個々にというよりもたくさんございます。教育するいうのと保育というものとの一緒にしようとしておるんですので、大変、そういう意味で検討すべき事項がたくさんあるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） いろいろと今、検討していただいているということでもあります。昨日も、就学前教育を、すばらしい教育をしていくということでありました。そうした中で、働く職員の皆さんの処遇というか、そういうこともあると思います。今は、半分以上が非正規のそういう働き方にもなっておりますので、この際しっかりと、そういうことも含めて、いろいろと考えて、前進していくように考えていただくことを求めておきたいと思います。

次に、介護保険についてお伺いをいたします。

平成26年6月18日、医療や介護分野での制度改悪が盛り込まれた医療介護総合法が国会で成立をし、介護保険では要支援1、2の人を対象にした予防給付事業のうち、通所介護と訪問介護を介護保険から外し、市町村の行う新総合事業へ移行することが決められました。

国は、この制度改悪によって、27年度以降、毎年5%から6%と予測している予防給付費用の伸びを3%から4%に引き下げることができると試算をしています。新総合事業は、来年4月から全ての市町村で始まりますが、本町は、この新総合事業は、事業費に上限があることから試算をした結果、一番有利であるとして、平成28年3月、いわゆる27年度から新総合事業へ移行をいたしました。27年度より、新総合事業に移行しているのは府下で4自治体であり、大方が来年4月からの移行であります。

そこで、お伺いいたしますが、新総合事業の上限額は約6,500万円でありました。この間、8カ月を経過をいたしました。事業費の見通しはどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総合事業に係る事業費についてですけれど、早期に総合事業に移行したことで、国が示します事業費の上限額が確保できております。予算執行は上限額の範囲内の見通しとなっております。また、現時点での予算に対しましても、予算の範囲内で事業が完了できると見込んでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） まだ8カ月を経過したという状況でありますので、全てが新総合事業のほうへ移ったかどうか、その点お聞きいたします。順次新総合事業のほうへ現行相当サービスのほうから移るということでありましたので、今はどういう状況になっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 以前からありますように、順次総合事業に移行させていただ

いておるところでございます。11月末現在でございますけれども、それぞれ、今、事業を使
っていただいている方が415人となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、今の事業費、1年間6,500万円の上限いうのを決め
ておりましたけれども、どのぐらいの、見通すならば今どういう状況になっているかという
ことは、まだわかっていないのかどうかお聞きしておきます。それが一つお聞きしておきま
すのと、それから、この上限というのは、来年度、平成29年度もこの上限で行くのかどう
かお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 現在、10月末までの支出のほうをしておる状況でございま
すけれども、ほぼ50から60%ということで、順調に推移しておると考えております。それと、
次年度以降につきましても、それぞれ計算の方法等がございますので、それでいきますけど
も、まだ有利な部分で行けるということになっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この上限というのは、毎年3年平均いうことでありましたが、毎年変
わっていくのか、それとも3年間の事業計画の間は一定の金額で定まったものなのか、お聞
きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 同じ額ではないということにはなります。それぞれ、前年度
の実績なり等も見たと見込みということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そうすれば、今、現在10月末の状況で50%から60%ということ
になりますと、上限いっぱいになってくることも予想されるというふうに思いますが、これ、
上限超えた場合でも、必要な量は必要に応じて事業をしていくのか、改めてお聞
きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 冒頭に、町長の答弁にもございましたように、事業費の範囲
内で、今年度十分行けるといふふうに見込んでおりますし、次年度以降につきましても、現

時点の見込みでございますけれども、行けるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、本町が実施しております新総合事業の内容は、現行相当の訪問介護、通所介護、多様なサービスの通所型サービスAそれとCであります。ボランティア型Bについては現在実施をしておりません。介護保険による訪問介護や通所介護の基準、報酬単価は、全国一律でありましたけれども、新総合事業では、実施主体の町が定めることになっております。本町は、現行相当の訪問介護、通所介護、多様なサービスの通所介護、通所型サービスA、Cについて、どのような設定になっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現行相当サービスの人員基準及び報酬単価につきましては、総合事業への移行前の予防給付と同じ基準を適用しております。また、通所型のサービスA、Cの人員基準につきましては、現行相当サービスより緩和した基準を適用しておりますが、総合事業移行前の介護予防事業実施時と同様の体制で事業を行っております。報酬単価につきましては、国が示しております予防給付単価以下の基準を設定しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ちょっと今、聞き落としましたので、通所型サービスA、Cについては、実施前と同じ事業費、報酬単価で行っているということでもよろしかったんでしょうか。

（「そうです」と町長発言）

○2番（東まさ子君） それから、介護保険のときには、6カ月ですとか1年刻みで、その期間が過ぎると介護認定を受けなくてはいけなかったわけでありましてけれども、この総合事業のほうに移っているということになりますと、こうした認定は受けなくて、チェックリストで認定をしていくということでありましたけれども、こういうチェックリストでそういう判定はやっておられるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） チェックリストのほうで実施をさせていただいております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） この判定をして、その結果、状況がよくなったりとかした場合は、そういった場合の対応というのはどういうふうに、続けて、同じようにサービスを利用していくことができているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれチェックリストの項目によりまして、審査といいますが、チェックをさせていただいておるわけでございますけれども、やはり、それぞれサービスが必要な方にということになりますし、現在のところは、それぞれ、チェックリストで使っておられた方が、あえて、今度非該当になったとかいうようなことは聞いておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 9月議会でですけれども、新総合事業への移行後の状況について、各事業所へヒアリングを実施するとありましたけれども、現状どうなっておりますのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総合事業への移行後、半年が経過するに当たり、10月に7法人等を対象に訪問によるヒアリングを実施させていただきました。いずれの事業所においても、移行による大きな混乱もなく、利用者の皆さんのニーズに合った、適切なサービス提供に努めていただいていることを改めて確認しました。今後におきましても、各事業所との課題の共有や連携を大切にしながら、本町の総合事業のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今のお話を聞く中では、移行後も移行による影響はなかったということでしょうか。課題はあるということなんでしょうか。

○議長（野口久之君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） それぞれ、先ほど議員さんもおっしゃったように、今回からチェックリストに変わったとか、そういういろんな変更になった部分もございますので、そういった意味も含めてヒアリングのほうをさせていただきました。全く混乱がなかったか、混乱いいますか、課題がなかったかということにはなりませんけれども、やはり、それぞれ総合事業の移行ということで、町内の事業者の皆さんは、何よりも、やはり利用者の皆さんのことを第一に考えて事業を実施いただいております、中にはそういう独自サービス等も実施をいただいているようなところもあるというようなことで、この事業について、最大限ご理解とご協力を賜っておったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 次に、財務省が社会保障改革の工程表をまとめております。サービス後退や負担増に対する怒りの声が高まる中で、見直しなどもされてきましたがけれども、介護保険で、今後法案提出あるいは法案は出さなくても負担増やサービスに影響があるような、そういうものが提案または実施されるものがあるのかどうかお聞きをしておきたいと思いません。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 介護保険制度の見直しにつきましては、国において、現役並みに所得の高い方のサービス利用に係る自己負担割合の見直しや、一般世帯の区分に該当する世帯の高額介護サービス費の上限額の引き上げ等が検討されておりますが、現時点では検討段階であり、実施時期も未確定な状況でありますので、引き続き国の動向に注視をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 高齢者の暮らしは、本当によくなるどころか、むしろ大変になってきております。年金の目減りもありまして大変な状況であります。それになおかつ、いろいろ社会保障の負担が増えてくるということでもありますので、介護保険でありましたならば、軽度者への切り捨て、こうしたことはやめるように町村会を挙げて国のほうへ言っていただく。また、介護労働者への支援ですね、そういうことも含めて国のほうへ言っていただくということをお願いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな団体を想定されて、このことについての要望をしたらどうだというご意見なんだと思うんですが、今、少し精査させてもらって、各そういう課題があるとしたら町村会でも検討して、そして、一つの要望、課題に上がるかと思えます。そのときには、京丹波町も同調するということはお答えしておきます。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 積極的に主張をしていただいて、国のほうへ申し述べていただきますように申し述べておきます。

次に、暮らし応援についてお伺いをいたします。

1点目、後期高齢者医療制度について、高額医療・介護合算療養費の申請漏れについてお伺いをいたします。

1年間の医療費と介護サービスの費用負担が自己負担限度額を超えたときに申請すればその超過額が支給されます。しかし、申請漏れによる時効が本町では43件あったと聞いております。広域連合組合では、申請の勧奨をされているということでもありますので、町として該当者がきちんと申請ができるような、そういう親切な対応が必要ではないかと思っておりますけれどもどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高額医療あるいは介護合算療養費の申請勧奨についてですが、京都府後期高齢者医療広域連合から示された対象者通知をもとに、必要書類等を添え、個々に勧奨通知を送付しているところでございます。前年度に申請勧奨を行っているにもかかわらず申請されていない方につきましては、同時期に再勧奨の通知を送付しております。また、当該年度申請分を窓口で受け付ける際、過去の受給分について、未申請分がある場合は、申請者に対し、申請書の提出を再度依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 当該年度の申請に来られたとき、申請漏れがあった場合は伝えているということでありましたけれども、この43件の申請漏れというのは、ひとり暮らしの方でありますとか、どういう方がこういう申請漏れになっているのか、つかんでおられましたらお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） この43件でございますが、1件1件については把握はしていないわけでございますが、総合的に判断するところによりまして、ひとり暮らしでありますとか、また、介護施設へ入所されている方などが考えられるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 2年間の猶予期間がありますので、1年間見てだめな場合にはもう一回通知されていると思っておりますけれども、そのときには電話も一つ入れるとか、そういうことにはならないのか。また、封筒に申請書在中とか、もっと気がつくようにそういうことができないうのか、何とか1人でも時効が解消できるようにならないものか、方法はないのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 勧奨方法でございますが、対象者に1件1件電話をとということも

あるわけですが、昨今の状況から考えますと、電話をしてというようなこともなかなか難しい状況にあります。それと、また、再申請の請求であります、申請書に印をつけるなどして、名前等を記入等をしてもらいやすいような方法で明記した上で送付なりしておりますので、そういった、こちら側の取り組みもしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 何とか可能な限り、こういう数字が減っていくように努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、次に、暮らしに役立つ諸制度を住民に知らせるためのハンドブックの作成についてお伺いをいたします。

12月7日の朝日新聞は、厚労省の実態調査で、国民年金の保険料を滞納している人のうち、年間所得300万円未満が94%を占めて、所得が低い人たちでありますので、申請すれば支払いの一部もしくは全額が免除される可能性が高いということ、6日の国会審議で厚労大臣の答弁で明らかになったと報道をしております。非正規雇用の拡大が、厚生年金の保険料収入を低迷させ、一方で国民年金の滞納者を拡大しているということで、経済も社会も持続可能性を失っていると言えます。9月議会でも言わせていただきましたけれども、国保税の減免でありましたり、病院窓口での一部負担金の減免制度など、町民が困ったときの暮らしを支える制度を行政はつくっているのです。しかし、活用がされていない状況があるわけがあります。こうした状況をなくして、活用を図っていくために、どんな制度があって、社会的支えがされているということ、こういうことを知らせるためのハンドブックの作成を検討する考えはないかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度の周知につきましては、国保加入の全世帯を対象に国保ハンドブックを毎年、年度当初に送付して、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 国保ハンドブックは確かに入っておりますけれども、こういう一部負担金の減免制度でありますとか保険料の軽減ですね、そういう制度の紹介はされていないことでもあります。唯一書いてあるのが、会社の都合で失業したときのそういう減免制度がありますよというのは書いてありますが、一部負担金の減免でありますとか、条例による申請減免というのは書いていないことでもあります。そうしたものを、やはり入れてい

ただくことができるのかどうかお伺いをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今、町長のほうからも答弁ありましたように、一部負担金の減免等に特化したようなもののハンドブックというようなものを作成するというようなことは、今考えていないということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） ハンドブックをつくらなくても、保険税の通知の封筒の中にいろいろ入っていますね、保険税の計算の仕方とか。そこにこういう制度がありますよと、3行か4行あれば書けますね。ハンドブックの細かい字よりも、もっと大きい字ではっきり、こんな制度がありますよということが書けるわけでありますので、そういう努力というのは、やっぱり行政でありますので、責任があるのではないですか。せっきく制度があるのでありますから。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 今後検討させていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） もう検討は再々聞いております。せっきく京都府一律のあれですわね、一部負担金の減免なんかは。国保税でもそうだと思います。何も、特別京丹波町だけのそういう制度ではないのでありますので、せっきくつくっているものを、やはりみんなに使っていただくことのほうが、知らせて使われてないのであれば、それもあるかもわかりませんが、知らせんと、条例の中に書いておくだけでは、何も役に立っていないということでもありますので、次回の、来年7月ですか、国保税の通知をされるときに、一緒に書いていただけるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 長澤住民課長。

○住民課長（長澤 誠君） 先ほども町長の答弁からありましたように、年度当初に送付しておるハンドブックにも一部書いておりますし、また、今後につきましては、被保険者の負担の公平性ということを踏まえた上で、制度の周知に取り組みを今後も検討させていただきたい、このように思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 課長、ハンドブックに書いてあるというふうに言われますけれども、法定減免の保険料の減免は書いてあるかもわかりませんが、私が言っている一部負担

金の減免でありますとか、条例による減免については書いてありませんので、それは、来年度よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、府道の改修についてお伺ひをいたします。

府道篠山京丹波線の竹野小学校、若竹センター前は、S字カーブになっており、子どもたちの通学、また、若竹センターからの車の出入りにも大変見通しが悪く、危険であります。本件は、合併前からの事業の計画があり、この間、私も含め何度も改良を求められてきた道路であります。安全が確保できるように、京都府に対し強く求めるべきではないかと思ひますけれども、どういう状況になっているのかお伺ひをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 竹野小学校、若竹センター付近につきましては、2車線改良がされております。あるいは歩道も設置されております。京都府の見解ですが、改良済みということです。

篠山市と京丹波町で構成している府・県道篠山京丹波線道路整備促進期成同盟会の要望活動では、まず、府県境付近の未改良区間の早期完成に向けて、今活動をしているということでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 府・県道篠山京丹波線の未改良部分の改良は、それは、促進をしているところでもあります。そうしたもつとで、これまでもずっと、それこそ本当に合併のときからずっとかわるがわる求めてきているということで、府民公募でもしていただいたということもあつたり、それから、引き続いて要望をしていくというような答弁もありました。このところは、最近いろいろと、活性化委員会などもいろいろ事業をされたりということで、若竹センターなんかを使う回数も増えて、特に出入りが多くなつているということで、本当に事故はどこでも起き得るということを前提に、やっぱり取り組んでいくということが大切であります。未改良部分の促進は別にして、安全対策ということで、これまでもずっと言つてきたわけでもありますので、そういった角度から京都府のほうへ言つていただくと、強力に言つていただくということについて、再度お伺ひをしておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この場で、そういう要望というのかご意見を聞いたときにもお答えをしたと思うんですけど、とにかく未改良区間が同じ路線であるわけで、それに全力投球することのほうが大事だと思つております。それが一定片づいたら、また次、そういうさらなる

改良を求めるといいんかなというふうに思っているということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 平行線になりますので、これで終わりますけれども、安全対策は安全対策ということで、重要なことでもありますので、ぜひとも取り組みをしていただくことを申し述べて質問を終わらせていただきます。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩いたします。10時55分まで。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

次に、北尾潤君の発言を許可します。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） それでは、平成28年第4回定例会、北尾潤の一般質問を始めさせていただきます。

まず、一つ目に、ホストタウン構想について質問いたします。

ホストタウン構想とは、1998年の長野オリンピックで、地元の小中学校がそれぞれの参加国、地域を応援した、1校1国運動をモデルにしたもので、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおける事前合宿の誘致や参加国、地域の交流事業を担う事業体をホストタウンとして登録し、登録自治体は、一部費用について財政支援を受けられるものです。

9月の僕の一般質問での教育長の答弁においては、現在、第3次の登録申請を行っている。国からは、相手国との具体的な折衝を行っていることが必要との指摘を受け、現在、外国チーム、誘致国、大使館などへの折衝を始めているところであり、第3次登録を目指して取り組んでいるとありました。その後の進捗状況を問います。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 第3次のホストタウン構想登録申請に当たっては、これまでの取り組みに加えまして、今、ご指摘をいただきましたように、ニュージーランド代表チーム強化部の責任者と事前キャンプ誘致について折衝を行ってきたところでもあります。また、11月10日には、町長とともにニュージーランド大使館を訪れ、ニュージーランドとの国際交流の一層の推進について大使と意見交換を行ったところでもあります。

こうした実績も含め、追加資料として提出をしたところであり、12月の第3次登録結果の発表が待たれるところでもあります。

また、当初は、ニュージーランドとオーストラリアの2カ国を相手国としておりましたが、既に折衝が具体的に進んでいるニュージーランドに絞り込んで今回の登録を目指したいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 9月の答弁では、11月に第3次登録できるかどうかかわかるというふうにおっしゃられたんですけど、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 当初は11月中の発表ということでしたが、11月10日に、内閣府に、私改めて訪れまして、向こうの担当者から聞いておりましたら、少し遅れて12月ということですので、ほどなく発表がされるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 9月の時点では、オーストラリアとニュージーランド両方だったと思うんですけど、ニュージーランド一つに絞られたのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 内閣府とのやりとりの中で、具体的に相手国との折衝が必要であるということでもありますので、審議の問題として、同時に二つの国ということではできませんので、ニュージーランドに絞って、具体的に折衝もできましたので、そこを中心にとということ、今回、最終的な資料提出をしたところでもあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ニュージーランドは、ちょっと事前の新聞報道なんかによると、滋賀県米原市が先に打診しているということだったと思うんですけど、その辺はどのようになっていますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 内閣府とのやりとりの中でも、既にニュージーランドが米原市ということで登録をしているということですので、米原市との間での調整が必要であるというふうに指摘も受けましたので、米原市との間で一定の整理をつけ、相互に協力するということでの調整結果も含めて第3次の登録の申請をしたところでもあります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 内閣府のホームページを見ますと、このプロジェクトは、単に事前合宿にナショナルチームを呼ぶだけというのではなく、その後の地域振興やスポーツ交流などさまざまな視点から地域創生を促すことを目的としています。登録後、本町としてはどのような方向で進むのでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まだ、登録をいただいておりますので、登録を受けたらという、そういう仮定条件のもとにご答弁させていただきます。

本町では、地域スポーツの一つとして発展をしてきましたホッケー競技において、世界基準に対応したグリーンランドみずほホッケー場、そしてまた、専門的な設備が整っております京都トレーニングセンターなど、事前合宿を受け入れる体制は十分高いレベルで整っていると、そんなふうに考えております。代表チームの合宿誘致に当たっては、既にホームタウン登録をされている滋賀県米原市と連携を図り、ニュージーランド代表チームを男女別に受け入れることを想定して、3月までの間に代表チーム、すなわちニュージーランドチーム関係者を双方で招聘をし、合宿視察の受け入れなどを提案をしているところであります。

そのほか、別事業を活用し、ホッケー競技の日本代表ホッケー選手による講演会、ホッケー教室を来年1月に実施する計画をしており、また、3月末には、日本代表チームの合宿誘致についても交渉を行っているところです。

このように、ホッケー競技をテーマに、ホッケー選手との交流、ニュージーランド代表チームとの交流を進めるとともに、交換留学の相手校であるニュージーランドタイエリ・カレッジ校とのホッケー競技についての文化交流なども実施し、より深い交流が行えるよう進めてまいりたいと考えております。そのほか、文化交流、郷土料理などの食文化の交流なども取り入れ、経済効果の面においても検証を行い、より効果のある取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、これまで、世界的なレベルで活躍するホッケー選手を数多く輩出しているホッケーの町として、町民の皆様にも改めて認識をしていただくきっかけとなり、町内での競技力向上や関心が一層高まるとともに、それが町の皆さんの誇り、励みにつながり、日々の健康づくりの取り組みにも発展していくことを期待しております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ありがとうございます。そんな感じで、さまざまな、これから1発のお祭り騒ぎで終わらすのではなくて、それ以降も、本町の発展につながるよう取り組

んでいただきたいなと思います。これは、登録が認められたからといって、確実にニュージーランドのナショナルチームが誘致できるとは限らないと思いますので、町長が大使館を訪れたということでしたが、場合によってはニュージーランドに町長が行ってトップセールスするぐらいのつもりでしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは、二つ目。竹野小学校の現況と今後について質問いたします。

少子化時代を迎え、生徒数が少ない小・中・高等学校は全国的にも統廃合の流れがあります。そのような中で、本町の竹野小学校は、小規模校ながら地域において重要な役割を果たしていると考えられます。そこで、地域における竹野小学校の存在意義について問います。

梅原議員が、昨日質問した部分と少しかぶる部分もあるかもしれないんですけど、もう一度お願いします。本町の5小学校の生徒数をお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 昨日もお答えしましたが、改めて答弁させていただきます。

平成28年5月1日付、基本調査に基づく、町内小学校の児童数は、竹野小学校28名、丹波ひかり小学校234名、下山小学校63名、瑞穂小学校162名、和知小学校93名、計580名となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 昨日の梅原議員の答弁で、5年後の平成33年度の生徒数も答えられていました。竹野小学校は、現在28人の生徒が5年後は26人の見通しでした。これは、昨日の数字をもとに計算すると、竹野小学校以外の小学校では、5年間で2割程度の減の見通しです。これを比べると、分母が小さいこともあるのですが、2人少なくなるだけなので、竹野小学校は、そんなに急いで悲観的な議論をする必要もないのかなと思いながら聞いていました。また、何とかこの5年間で、2人増えたらとか、もしかして3人増えたらとか、竹野地域の住民でもないのに勝手に想像してしまっていました。

そんな中で、今までは、この竹野小学校のように、少子高齢化が進み生徒数が少なくなった小学校は、自然と統廃合に向けて動き出すという流れだったのに、昨日の答弁では、ちょっとメモなので正確ではないかもしれないですけど、中央教育審議会の答申に、小規模校の活性化というのが盛り込まれたとありました。小規模校の活性化というのは、その前の適正規模化が統廃合しますということだとしたら、小規模校の活性化というのは、統廃合しませんよという意味だと思っていいのでしょうか。もう一つ、小規模校の一般的なメリット、デメリットをお願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほどの中教審、昨日の答弁が出ましたが、これまでの文科省はですね、子どもの学びの一定の質を担保するということから、それには一定の規模が要するというので、そういう意味での適正規模の確保、したがって、適正規模にも満たないとすれば、その適正規模を確保するための手だて、その有力な手段の一つで統廃合が進んだというのが一つであります。

今回、小規模校のメリットを生かすと、これは、国が地域創生の視点から、私の理解するところによれば、小規模校としてのメリットを生かしてデメリットを低減すると、このことについて、やっぱり小規模校といえど、やっぱり一定の教育の質をまず保障することが前提だとした上で、それぞれの地域が学校と一緒に地域づくりを進めるのであれば、それは小規模校として存続させる価値があると、ということの中教審の答申は述べているのではないかと、私はそんなふうに理解をしております。

そしてまた、小規模校のメリットとデメリットであります、一般論として考えられる、これは小中共通であります、その場合の小規模校のメリットであります、まず、教師の側から見れば、少人数クラスで行き届いた指導、支援が可能ということになります。また、児童生徒の側から見ればですね、少人数であるがゆえに、さまざまな学び、活動におのずと主体的に参加することになり、学習量や運動量は比較的多くなることが期待されます。また、児童生徒と教員との関係がより密度の高いものとなり、相互の信頼関係の構築が図られることとなります。小規模校の場合、異年齢集団、いわゆる全校の縦割り集団での活動が多く取り入れやすい環境にあり、一人ひとりがリーダーとしての役割を果たす経験をすることができます。さらには、小規模校の場合、より地域に密着した立地であることが多く、地域からの支援、協力を得やすいと、そういうメリットもあるかと考えます。

デメリットとして考えられますのは、クラスの人数が一定数を割り込みますと複式学級にならざるを得ない場合もあります。また、少人数での学習の場合、児童生徒間での切磋琢磨する刺激が弱くなるのではないかと心配、あるいは、運動などでの集団競技で人数的な制約を受けることも考えられます。また、中学校においては、部活動、生徒会などの委員会活動などでの選択肢が制限されてることとなり、希望する活動ができない場合も考えられるのではないかと、そのように思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今、複式学級ということがありましたけど、竹野小学校の学年別の

人数を教えてください。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） これも28年5月1日の基本調査の数字であります。学年別の児童数は1年生6名、2年生3名、3年生4名、4年生3名、5年生6名、6年生6名の計28名であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 済みません、この中で複式学級はどのような感じになされていますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現在、竹野小学校で複式学級を実施しておりますのは、2年生、3年生におきまして複式学級となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 小規模校ならではの取り組みというのは、竹野小学校はされておりますでしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 竹野小学校では、先ほど一般論として申し上げました小規模校のメリット、これらを生かし、学年ごとにきめ細やかな指導をしています。特に今質問のありました複式学級の2、3年ではありますが、ここについては学校体制の努力によりまして、いわゆる国語、算数、2年と3年で社会科と理科は生活科と呼んだりしますので、これらの教科については、実質単式に近い状況での指導も工夫をいただいています。

また半面、音楽、体育、図工などにおいては、隣接学年で合同学習などの工夫をすることによって、一定の規模の確保についての工夫もいただいております。

また、全校集会において全校児童がそれぞれ輪番で司会などの役割を分担し、多様な経験ができるようなそんな工夫もいただいております。体育的な活動では朝マラソン、縄跳びなども取り組み、特に全校合唱ではすばらしい歌声がこの同校の伝統ともなっております。

また、地域とのかかわりでは、竹野地域の方々を竹野の名人、博士と位置づけ、幅広い分野で協力支援を受けています。また、竹野サロンに出向いて合唱を披露するなど、双方向の交流も進めていただいております。

このように、小規模校のデメリットの低減に努め、メリットである一人ひとりを学びの主体者として幅広い体験、学びができるように地域の支援を受けつつ工夫をいただいているものと考えています。こうした取り組みによりまして、竹野小学校で学んだ児童はそれぞ

れが持つよさを幅広い分野で伸ばしていると、そんなふうに評価をしています。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 実は先月の11日に、この議会の総務文教常任委員会で竹野小学校を視察させていただきました。そこでやっば見られたのが、今教育長がおっしゃった主体的にできたりとか、あと運動量が多いなど、例えば体育の時間とか話を聞いてたら、ほかの大きなクラスだったら自分の番が回ってくるのが体育座りして待ってて、遅くなって、1時間に何回かしかできないのが、その数倍も竹野小学校では走ったりいろいろな行動ができて、指導も受けられると、そんなん見てたりしたら、すごく小規模校ならではの取り組みでメリットが活かされているなというふうに感じました。

朝礼も見させてもらったんですけど、僕が小学校の頃の朝礼というのを思い出してみたら、700人から多分800人ぐらいだったと思うんですけど、校庭にずらっと並ばされて、多分先生の話、校長先生の話長いな、長い話をする校長先生が悪い先生で、短い話をする校長先生に変わったらいい先生だみたいなのを、みんなで言い合っていたのを思い出しました。そのぐらいの思い出しかないんですけど、朝礼を見てたら、今言われたようにかわりばんこに生徒が司会をやって、本当にみんなが主役という感じの朝礼だなと、生徒数が二十数人だと、一人ひとりの動作や表情がつぶさにわかって、本当にみんなが主役という感じで見てられました。

また、そうですね、クラスももう1対1に近い場面というのが、ずっとでき上がっていました。5人とか教えてても、5人一遍にももちろん話しかけるときもあれば、1対1というのがすごく教える中ででき上がっているなというので、メリットが物すごく見えました。

その中で小規模だからかな、おもしろかったのが、廊下を歩いていたら、学校の先生も研究発表をしていました。ジャマイカのウサイン・ボルトという金メダルとっためっちゃめっちゃ早い100メートルの選手なんですけれども、100メートルを41歩で走りますとか、1歩当たり2.44メートルですとか、最後の1歩が3.12メートル、3.12メートルっていうと小っちゃい、小っちゃいというか平均女性かな、女性の平均身長のちょうど倍ぐらいになると思うので、そのぐらいをウサイン・ボルトが一番最後、100メートルたどり着くときに走るんだというので、もう廊下歩いているだけで本当に勉強になるような、こういうのはなかなか大きい小学校ではできないことじゃないかなというふうに見てました。

僕は、小学校だからということで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いながら、教育委員会としてというか、国の教育ルールからはみ出してしまうのではないかと思いますがお聞き

したいのですが、例えば、僕らが普通に受けてきた小学校教育では、あらかじめ決められたペースで勉強を習います。1年生のときは1年生のことを、2年生のときは2年生のことを、5年生のときは4年生のことでもなく6年生のことでもなく、5年生は5年生のカリキュラムに沿った勉強をします。だけど、例えば特に教科にもよりますが、算数や理科などですぐれた生徒がいて、どんどん知識を吸収し先に進みたがった場合、またそれをする事で同じ教室で学んでいる他の生徒の教育に支障を来たさない場合、学年の垣根を飛び越えてどんどん先に学ばせることができないのでしょうか。本当はもっと吸収できるのに、ここまでしか教えられないとしてしまうことは、もったいないなど。20人、30人に対して教えている教室ならば、各個人のペースに合わせようとする大変なことになるのでできないのはわかるのですが、数名というメリットを生かしてできないのでしょうか。

また、例えばパソコンを一人1台使えるようにするなど、IT教育に力を入れたりとか、中規模校以上の小学校では、到底できない小さいということをスケールメリットとした取り組みが可能でしょうか、お願いします。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ただいま、教育課程にかかるお話を提案いただきました。基本は学習指導要領によりまして、それぞれの学年の発達段階に応じて学ぶべき内容が定められておりますので、まずそのことは基本としてしっかり学ぶということではありますが、学習指導要領に定めた内容についても、現在は学ぶべき最低基準というような位置づけでありますので、それぞれの子どもたちの学びの状況に応じて、さらに発展的な学習については許容をしております。

したがって、しかしそのご提案のような中身については、それぞれの子どもの状況をよく学校が把握した上で、無理のない範囲で行うべきものと。ただ、小規模校というのは、そういうことを進める一つのメリットにはなるのかなという、今お話を聞いてそんなようなことを思いました。こんなことを本格的にやろうとすれば、文科省が言いますまあ教育課程の特例校というようなね、研究校になるようなことが必要かなと思いました。

また、ICTの例もお出しいただきましたが、小規模校であるがゆえにそういうことは非常に進めやすいという、そういう側面もありますので、今後どのようなものを使って小規模校のメリットを生かせるのか、これらについては学校ともよく議論をしながら、一つ非常に参考になる意見としてお聞かせいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今年のホークスベリーからの交換留学生歓迎会のときだったと思うのですが、寺尾町長に挨拶をお願いしたところ、その中でノーベル賞の授賞者数の理系部門で、日本は2000年代ではアメリカ、イギリスに次いで世界で3番目に多いというようなことを言われておりました。2番目、あ、済みません。何かいいですか。こういう賞では英語で書いた論文が評価されやすいので、英語圏が圧倒的に強い傾向がある中で、すごいなと思いながら聞いていたのですが、今年も医学生理学賞を受賞した大隅良典さんだったり、これまでもiPS細胞の山中教授や、島津製作所の田中耕一さんの受賞後のインタビューを聞いていると、みんな秀才であるという感じよりは、本当に研究が好きなんだな、学ぶことへの好奇心をずっと持っていたんだなというのが伝わってきます。

先ほど、意欲的な生徒には勉強をどんどんさせてもらいたいというような、マッチョな提案をさせていただきましたが、もちろん受験マシンをつくろうという意味ではなくて、知りたいという子どものストレートな気持ちを上限を設けずに伸ばせてあげるチャンスではないのかなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど、廊下を歩かせてもらったって言わせてもらったんですけど、廊下を歩いていると教育長言われたように、竹野の名人、名打ってたくさんの方々が写真入りで紹介されて張り出してあったり、地域の方々からのメッセージが書かれた色紙がいっぱい貼ってあったりするのを目にしました。この小学校の生徒たちは、本当にたくさんの方々の地域住民の方に見守られているんだなというふうに感じました。

本町には北部、三ノ宮、質美、梅田、桧山の五つの振興会と、わち西部元気づくり委員会、上和知中部村おこし委員会、竹野活性化委員会の三つの集落連携組織の合計8つの住民自治組織があります。それぞれが住みよい地域づくりを目指し、楽しく活動、活発に活動しており、本町としても各組織ならではの活動理念を積極的に応援している様子が伺えます。

その中で、この竹野小学校区域にある竹野活性化委員会は、どのような活動をしているのか、具体的に教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 竹野活性化委員会ですが、平成25年6月に設立されました。わずか2年間の準備期間ということで、「とりあえずやろかいな」を合い言葉に、地域住民が楽しく元気であることを目標に取り組んでおられます。竹野サロンには、竹野地域だけではなく、地域外からも訪れる人もあります。今大勢の人が交流、憩いの場として利用なさっているなというふうに思っております。

また、綾部市の地域団体との研修を通じて相互に交流されるなど、地域コミュニティの中心として積極的に取り組みをいただいております。活動ですが、多恵（たけの）の里しゃべろう会、これ敬老会中心です。敬老の方が竹野サロンへの開催、送迎の開始もされている、竹野小学校との連携、介護よろず相談の実施、地域内を歩いて安全確認をしながら地域住民との交流もされているということです。その他いろいろされているなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 府や最近だったら、国かな文科省からも表彰を受けたりして、すごく活発にされているのは外で見ててもすごわかります。

竹野小学校と竹野活性化委員会の具体的なかかわりと、その相乗効果についてどのように捉えていますか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 竹野小学校と竹野活性化委員会を初めとする竹野地域とのかかわりではありますが、総論的に申し上げますと、竹野地域活性化と学校教育の充実が双方向の取り組みより相互に効果を上げていると、そんなふうに評価しております。

こうしたことを受けまして、今もご紹介がありましたように、竹野活性化委員会の取り組みが全国的なモデルとして評価をされ、平成28年度地域学校共同活動の推進にかかる文部科学大臣表彰の受賞につながったものと考えております。

地域による学校へのさまざまな支援により、児童が生き生きとした姿を見せてくれることが、地域にとって何よりの喜びであると、そういう声を聞いております。こうした地域の励ましは、児童の意欲につながり、地域への誇りを感じさせているものと思っています。

このように、地域と学校が生き生きと連携協働する姿は、町外の人々にも伝わり、竹野小学校への見学を希望される事例も増えてきています。7月にはそのため、竹野小学校が活性化委員会と合同で学校説明会を開催されたところです。竹野地域が学校を核とした地域創生の一つのモデルになることを期待し、教育委員会としても引き続き支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 今、教育長の答弁でありましたが、すごくこの気に入ったのが、双方向の取り組み、双方向をすごくいい影響を及ぼしているなというふうには感じてました。

学校を助けるみたいな感じではなくて、運動会もオリンピックに見立てて、聖火リレーを竹野活性化委員会と一緒にあって、ずっと聖火リレーをしたビデオを見せてもらいました。そのときに、竹野活性化委員会の人たちが話しているのを耳に入ってきたら、「煙が出過ぎたな。」とか、何かこうすごく楽しんでいる様子というのを感じたのが、本当に小学校を支援するという、何か小学校と一緒に楽しんでいるというふうを感じたのを、すごく印象的でした。

それでは、このような環境で学んだ子どもたちに期待することは何でしょうか。

○議長（野口久之君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 竹野地域においてですね、地域の人々によって温かく包み込まれ豊かな学びを経験した子どもたちが、一人ひとりの持つ可能性を最大限に発揮してくれること、また、地域に誇りを持ち、ひいては京丹波町に誇りを持つ人として成長してくれることを期待をしております。

こうした経験と学びを受けた子どもたちが、将来大人となったとき、京丹波町の未来を力強く担う、役割を担う人になってくれることを願っております。

以上であります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） ちょっと僕、ひねくれたところがあるんで、心配をしてしまっていたのが、竹野小学校、友達が小学校の6年間、周りが一学年五、六人とか、そういうところで育って、今度中学校に行ったときに、ぶわっと人数が多くなる。で、竹野地域の皆さんのすごい優しい温かい感じで見守られてきて、そういうところに行って何か例えばうまく人間関係が築けなかったりとか、そんなのあるのかなとか、少しちょっと相談したことがあるんですけど、その辺、同僚議員が自分の若い頃というか、小っちゃい頃のことを思い返しながらか、そのほうがいいんじゃないかと。自分も小っちゃい頃、例えば小学校で何ていうのかな、ガキ大将みたいなやつが、今度中学校に行ったら、いっぱいの中社会の中でガキ大将だったのがそれができなくなったりとか、中学校からまた高校に行ったときに、またもっと多い中でそれができなくなったりとか。逆にいじめられていた子というのが、コミュニティが変わったらそういう一発逆転というか、変化をうまく使って立ち直ったりとか、そういう変化というのが何回もあって、それで社会へ出ていってうまくいくんじゃないかなと言われて、確かにそうかなと。

で、竹野小学校の生徒も、もしかしたらちょこっと悩むかもしれないですけど、そんなも含めて今度社会に出たときに、ああこういう経験したことあるなとか、そんなんで行ける

んじゃないかなというのをしゃべっていた記憶があります。

それでは、まちづくりという視点から、竹野小学校と竹野活性化委員会の連携をどのように考えていますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域活性化の中心として小学校を位置づけ、児童と住民との交流など、相互に取り組みが進められていることは、子どもたちにとってふるさとへの愛着につながり、将来まちづくりの中心となる人材育成につながるものとして大変意義深いものと考えております。今後お互いに、よりよい関係を築いていただきたいというふうに思っております。

ちょっと北尾議員さんが持ち時間をお持ちなんで、私本来質問を受けるところがあったんですが、ちょっと質問を飛ばさしたもんで、ホストタウンのことでちょっと町長としてお答えしておきますけれど、教育長答えられたとおり11月10日ですか、ニュージーランド大使館へ行きました。これ急に一緒に行こかということになりました。で、北尾議員と仲よくしていらっしゃる国会議員さんが、公使とね、ご承知のとおり非常に同じ、大学で学ばれて仲がよいということで、もうフリーパスですね、ぱっと私も一人入ったんですけど、ほとんどフリーパスで入らせてもらいました。そして、まず感じたのは、その公使さんと話し合ったんですけど、まあこんな小さい町の首長ですけど、大使も出てこられたんですね。こういう大使さんは、多分ニュージーランド国民を本当に幸せにされる大使さんやなというふうに感じました。それは、普通一般的に言うと、私らこう座ると、日本で言うたらね、床を背にして座られるのが常識ですね、そういう常識はお持ちなんやけれど、私が選んだ席の前にあえて座られて、そして空いているところはそっち座れというような、一つのマナー・エチケットを示されました。私は非常に何というのか、今先ほど言うたように、この大使さんはニュージーランドの国民を本当に多く幸せにされる資質を持ってはると、そういう能力もってはると。

これ同じことをね、これも税金で訪問したさかいにちょっと言うところなのですが、ホークスベリーに行ったときにね、中尾君も一緒に行ったんですが、向こうの市長が私に向かってどう言わはるか、「どこに座りますか。」と、私がこう入り口側に近く遠慮してこう言うたわけですね、そしたらおかまいなく私の横に座りはるんですよ、市長がね。で、その次に奥さんが座られるというような、その様子ですね。これルールではないんですが、まさにエチケットとかマナーとかいう話やと思うんですけど。私はこう親しくしていただいたということですね。そういう流れがあって、実をいうとニュージーランドが一層好きになってですね、もうニュージーランドで、まあこれは事務的にはどういう判断か知らんけど町長とし

てはですね、これはもうニュージーランド一本で絞っていかうと。で、国会議員さんもついてくれてはるんやしとか、そういう判断がありました。大変世話になったことを報告して、お礼申し上げておきます。

竹野のことにつきましてはね、本当に双方向でお互いに会長、私らはね普通ああいうかたちで活動をしようと思つたらね、最低ですよ思い4年、そして準備4年というんですよね。そこまでやらなんたら、壊れるんですよね。何ぼ最初格好よく出発しても、そういう意味で言うと、とりあえずやろうかとかなんとかいう言葉ですね、これ象徴的なんです。そやから私ら言うているのは、余り無理なさらんようにということを再々気持ちとしてはお伝えしてます。そやけど、一層燃えて頑張っていらっしゃるといような感じに受け止めてます。

まあ、私も竹野活性化委員会に学ばなならんなど、そんな思いがあることを答弁させてもらいます。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○12番（北尾 潤君） 竹野小学校を訪問したときに、活性化委員会の方々もかかわりについて、竹野小学校とのかかわりについての説明をしに来てくれました。そのときに、本当に楽しんで竹野小学校とかかわっているなというふうに感じました。

地域に必要な小学校、ないと困る小学校として必死にというよりは、楽しくかかわり学校づくりをしてきていることが、そのまま本町のまちづくりになっているような気がします。学校を核とした地域活性化そのものを代弁していると思います。この竹野地域の皆様に見守られた竹野小学校で学んだ子たちが、蒲生野中学校、そして当然須知高校、ほかに行かないで須知高校へ行ってもらいたいです。

自然科学分野のノーベル賞受賞学者や、オリンピックのメダリストの経歴を調べたら、竹野小学校、蒲生野中学校、須知高校出身であるような日がきつとくることを想像しながら、平成28年第4回定例会北尾潤の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、北尾潤君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

午後は1時までといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を続けたいと思います。

次に、山田均君の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） それでは、ただいまから平成28年第4回京丹波町定例会における日本共産党、山田均の一般質問を行います。

今国会で起こっている状況が連日新聞でも報道されております。TPP、環太平洋連携協定の承認案と関連法案を多数を持って衆議院で強行採決、さらに年金カット法案は賃金マイナス・スライドというべき新たな年金削減の仕組みの導入で、物価と賃金がともにマイナスで、下げ幅の大きいほうに合わせる。物価が上がっても賃金がマイナスの場合は、年金はマイナスとなる。ひたすら低いほうに合わせる。直近の10年間に当てはめると、現在の年金より3%以上給付水準が引き下がる、これが次世代に引き渡され、現役世代にとってもマイナスにしかならないことも明らかになっております。

さらに、カジノ解禁推進法案を6時間足らずの審議で強行採決をして、今国会での成立をさせようとしております。日本共産党は、国会がカジノを推進する、賭博は犯罪でありものを生み出すわけでもありません。人のお金を巻き上げるだけのもので、どこが成長戦略かと厳しく指摘をしております。

今、国会の状況は異常な状況です。安倍政権は多数の議席を力に、悪法を次々と強行しようとしております。さらに、社会保障費の大幅な削減で、高齢者に大きな負担と悪政を押しつけようとしております。こういうときにこそ町政が悪政の防波堤として、住民の命と暮らしを守る政治を進めることが必要と考えます。

こうした立場から、丹波地域開発株式会社の問題、農業振興対策、政治姿勢についてお尋ねをいたします。

第1点目に丹波地域開発についてお尋ねをいたします。

「丹波マーケス」を運営する丹波地域開発株式会社への経営支援は、「丹波マーケス」の建物が建っている土地を更地の評価額から算出をして、2億8,171万円で買い上げました。そして、京都府から借り入れた高度化資金の返済残高の6億700万円に不足をする3億2,529万円を商業集積施設経営安定化補助金として助成をする方法で、丹波地域開発株式会社の経営悪化の解決策として強行されました。この多額の血税投入で、テナント料の引き下げ効果で商品の値引きなどが行われ、町民に還元されるとして、具体的金額まで示されましたが、その結果は昨日の村山議員への答弁もありましたが、具体的数字は示されませんでした。

来客数の減少は、縦貫道の開通などの影響で、町内の来客数の減少は少ないとの見解でしたが、平成27年度決算資料で見えますと、京丹波町全体で2,696人が10年間で減っております。単純には言えませんが、合併後10年で消費者が2,700人減少している

こととなります。地域別に見ても、丹波地域では1,201人、瑞穂地区では796人、和知では699人の減少となっております。

買い物バスのこの支援の範囲である丹波・瑞穂地区を見ますと、1,997人、約2,000人の消費人口が減少しているということになります。この数字からも、購買意欲が減少しているということは明らかであります。高度化資金の返済残高6億700万円が解決すれば、今後の経営は絶対安全といえない状況にあるのではないのでしょうか。将来的に見ても経営状況は予断を許さない厳しい状況と考えますが、「丹波マーケス」を運営する第三セクターである丹波地域開発株式会社の運営と今後の見通しについて、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 総務省指針、これ1番やな、丹波地域開発経営計画を既に策定しております、それに基づき事業を進めているということで、ご質問の経営状況は予断を許さないというような根拠は全くありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 予断を許さない状況では全くないということですが、京都府の外郭団体であります公益財団法人京都産業21が出しております丹波地域開発株式会社商店街整備等支援事業診断事後助言報告会の配付資料、平成26年10月9日付を見ますと、その中に指導意見というのがあります。その中で、サンダイコー株式会社の経営状況を確認し一体となって取り組むこととして、その内容は丹波地域開発株式会社の収入のうち約3分の2は、サンダイコー株式会社及びその関連会社からの収入であると。また、サンダイコーは16%強の株式を有する第3順位の株主であり、丹波地域開発株式会社の事業状況がサンダイコー株式会社の事業に大きく左右される関係にあることは明白であると、このように指摘をして、近年の地域の購買力の低下により決して楽観的な状況ではなくなっていると。そのために新たな事業への取り組みを進めていくと、別法人であるために、情報を入手して一体となって業績改善に取り組むというのが望ましいと、こういうように指導意見を述べておられます。

そういう意味から、その丹波地域開発の経営見通しというのは予断を許さない厳しい状況にあるのではないかとということでお聞きしたわけですが、税金投入6億700万円を投入したということで、そういう状況ではないということなのかどうか、もう一度改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 裁判を起こしてはるさかいに、裁判資料からそういうことをおっしゃっていると思うんですが、裁判でそういうことはちゃんと答弁することになります。

まあ同じ事業をね、京丹波町内で例えば道の駅3カ所ありますやん、山田さんらは同じ物差しでね、「和」とか「瑞穂の里・さらびき」とかをです、見られたらわかりますやん。どれぐらい丹波地域開発、道の駅「丹波マーケス」が町民に貢献しているかというの。6億700万円、6億700万円と言いはるけれどね、これ160万ぐらいの人が、150万人仮に1年間に利用してはるとしたらね、割り算してもらったらわかりますやん、220円ぐらいになると思うんですよ。で、それ1年間だけです、20年間で6億700万円確かに投入してますわ、ほかなんか毎年、その450円とか500円利用してもらうに当たってね、指定管理料って払ってますやん。同じ条件にしようと思ったらわかるんですよ。平成9年ぐらいに道の駅「丹波マーケス」をオープンしとるんで、その後11年、12年ぐらいに道の駅「和」とか道の駅「瑞穂の里・さらびき」開業してますやん。その時点です、道の駅「和」を運営しているところに土地をかうてもらおうと、わかるやろ、土地をかうてもらおうんですよ、そして今買い戻すということは下がとるんですよ、ね。建物もかうてもらおう、で、その間固定資産税をもらう、丹波地域開発ずっととってきとるわけですから、固定資産税をとってきとると、例えば道の駅「和」と言うたらいかんのやったら、27号に開業しとる、同じことなんです。そこを買い取ってもらったと、だけど買い戻すと、損が出ると、そして利用客数とです、割り算したらそんなん一遍に出てきますやん、同じ条件にしたら。何やったらしますよ、仮試算として何ぼでもできますね、そんなこと。同じ条件やったら、一遍にわかりますやん、向こうに土地を買い取らせて、買ってもらうてですやん、大株主やからかうてもらって、そして建物も建ててもらって、それを払ってもらって、そして固定資産税をです、京丹波町にもらって。ね、そういうことしてきたわけでしょ、丹波地域開発は。

しかも、その6億700万円、20年に1回です。単年度で割り算したてです、利用者一人頭といたら220円ぐらい支援しとるという話ですやん。それをサンダイコーじゃ、なんじゃとあんたらが言うてはるんや、山田議員さんらは。確かに指導を受けてますよ、知ってます裁判の資料を見させてもらって、指導聞いてへんとかいう話は、そんなことあんたいわゆる中小機構と京都府と、京丹波町が何回でも協議してです、こういう指導に丹波地域開発の取締役会がわかりましたって言わなったら、返済です、償還ですわ、償還条件の変更ができひんさかいに、こんなことをできませんって言うたてね、指導どおりできませんって言うたてね、それやったら償還条件変更ができないんですよ。そやから、了承せざるを得んわけですわ、取締役会は、それも何回も投げ返しとるんですよ。これほんなら了承

したらですね、取締役会の責任になるんですかって、責任なりますって、そしたらそんなことは判こつけませんって言うたらやね。いや、社長ついてもらわなんだら、償還条件の変更ができひんのですと、言わはるさかい判こ、みんな取締役じゃあないなっついでとるだけですやん。最初から指導どおりできひんということわかるんですよ。そんなこと、山田さんわかってくれへん、そういう指導をですね。

仮にですね、8,800万円ぐらいでしたよ、最初返すの予定がね、8,800万円用意せんなん1億円というのでやったら、ようわかりますわ。1億円返すという約束をして出発しとるんですよ。もっと言うと、その土地ですね、一番最初そういう選択をしたん違うんですよ。私も開業に携わった一人としてといてこう認めてますよ、そやけどあんた、当時の大株主がね、この土地使えって言わはったら、それ使わんとしょうがないですやん。そしたら経営コンサルタントがああいう期首を決めるんですよ。メモしといてもらったらい、そして出発しとるんですからね、土地を買う買わんとか、与党の人でも言わはりました。普通は土地買うたら買うたもんの責任やと。買うとか買わんとかいう選択のね、そういう余地はなかったんですよ。もう最初から丹波町が持つとったあの土地を使わんと、そこから出発してですね、道の駅「和」やったら道の駅「和」も同じようにしたらですね、どういふ結果になるか、そんな固定資産税払わして、そしてもっと返済もさせてですよ、あれ12億3,800万円が6億700万円まで借金返ししとるんですよ。そういうことができますか、ずっとそやから賃料をですね、土地代をきちっと払わせて、そして建物やったら建物建てたんやったら、それも払わせてですね、払わせて、払わすことになるんですよ、向こうの財産やから、それで固定資産税もかかるんですよ、固定資産も払わせて、そしたら指定管理料をそれに乗せて指定管理料せんなんのでしょ。同じ条件にしたらわかりますやん。向こうあんた、何にもそんなことせんとやね、指定管理料をもらて、道の駅「瑞穂の里・さらびき」だって道の駅「和」だって運営してはるんと違うんですか、それは。

同じ条件で何やったら出しましょか、そういうふうにして、そやけど町民の皆さんはそんな細かいことさておきね、理解してはりますよ、大体。理解してはらへんと思っではるんか。理解してはらへん人も中にはあるんやっつて。何でやねん、それ同じ条件にして三つ比べたらわかりますやん。いや、そういうふうにせえって言いはるんやったら、あんた金使っつてもやったらいいやん。買い取っつてもらっつてもう一回、別に今する必要ないんですよ。仮定で、机の上で、買い取っつてもらっつてね、その間固定資産税払っつてもらっつて、そして運転資金が苦しいさかいに、買い戻してくれっつて言われたらね、平成少なくとも10年、11年、12年に道の駅「瑞穂の里・さらびき」も道の駅「和」も開業しとるはずですよ。そこからいった

ら地価下がってますやん今。それをもう一回買い戻してくれいうて、仮に2億円やったんを1億円で買い戻したとしたらね、1億円また向こう借金増えるだけですやん。ずっとその間、指定管理料払ってますやん、その上積みで払うんやろ、一緒なんやって、指定管理料をね払っているけど、ただで使うてはるんやって、それをただやなしに賃料払ってもろたらよいんやって、道の駅「丹波マーケス」だけ何で払わすんですか。あれただでやないですよ、27号線とか173号沿いの土地というのは、それ相応のものもらって、もらったら足らんようになるさかい、また指定管理料を積まんなんのやろ、井勘定しとるんですやん。

何で道の駅「丹波マーケス」が、地域開発だけがそういう心配なんですか。あんた裁判してはるんやでね、その部分については。私、裁判になったら言いますって、きちっと資料もあるし、3者の中で話をしてやってきとることやから、何ぼ丹波地域開発に言うたって町も入っているいろいろ解決しようと、運営しとるわけやから、そうしたほうがいいんですか、同じ物差しを、同じような条件にですな、せんと説明つかんのですか。そらわかっていると思っ私言うとるんですよ、ちょっとそういうふうに答えてほしいわ、いや同じ条件にせえっていうことやったら、そこまでわからへんのやったらそれせざるを得んじゃないですか、こんなことばかり言うてはるやん。6億700万円でそんな二、三十万人利用してはるとこと、年間200万人ぐらい利用しとるんですよ、ずっと。そして、すごいお預かりしとるんですよ消費税1%あるいは今やったら1.75%、それも全部京丹波町に戻ってきてますやん、それだけその税金でも貢献してますか、ほかの道の駅が。最初言っはったやん、消費税が物すごい魅力やいうて、何でそういうこと言うてくれへんのか、今になって。まだわからへんのか、わからへんのかやたらつくらんとしょうがない、もう同じ条件にしたらわかりますもん。ちょっと議長悪いけど答えてもらわんと。これ以上の説明しようもないもん。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私がお尋ねしとるのは、6億700万円を投入したと、まあこういう経営診断とか聞く上で非常に厳しい経営状況やという指摘もあると、だから今そういう厳しい状況ではないのかどうかということ、再度確認したと、お尋ねしたということで、何も中身のことを聞いておるわけやなしに、基本的にはどうなんだということを聞いておるんで、私はそれしか答弁を求めてませんので、現時点では。

先ほど厳しいことを何も問題ないとか言っはったんで、改めてもう一遍聞いたんやけれど、そのことについてお尋ねしただけですわ、今はね。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そやから、ないっていうて言うたんやって。でね、わからへんさかい

聞いてはるんやろ、その道の駅「丹波マークス」の事業と道の駅「和」やら道の駅「瑞穂の里・さらびき」の事業は一緒なんですよ。それ以外も一緒ですやん、指定管理してやってますやん、あそこの丹波自然運動公園だってね、言うてますやん。年間50万円か55万円ぐらい増やしてますよ私らは、そやけどあんた2億5,000万円ぐらいの指定管理料をもろとるわけですよ、ただで使ってですね、そして利用者のために府は一人頭500円ずつぐらい支出してはるんですよ。そしたら言うてますやん、道の駅「丹波マークス」に助成したその6億700万円によろしいやん、それを150万人で割ったらわかりますやん、利用してはる人に出しとるんですよ。そんな、ここから派遣した専務の給料とか、あるいは出店者の晩酌のために出したん違いますって、それだけ利用者があるさかいに、その利用者が利用しやすいように、1年に限って出させてもろとるんですよ、それが公益やとか公共やと表現しとるわけですよ。公平にしたらいいん違いますか、その27号に面しとるんも、173号に面しとるそういう道の駅もですね、公平にしたらどうなるか。もっともっと支援せんならんという数字が出ますやん、そらわかるでしょ、その程度は。そういうことを言うてるんですよ。

これずっと出てますから、昨日も出たけど、昨日か朝か知らんけど。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 経営は別段心配ないということでございますので、それを踏まえてお尋ねをしておきます。

1つは第三セクターに関する指針というのがございまして、今もありましたようにそれもちろん第三セクターというのは、町内にたくさんあるわけでございますけれど、第三セクターに関する指針の改訂ということで、398号というものが出されておりました、それが平成21年6月21日に改めてまた第三セクター等の抜本改革に関する指針が出されてきております。これ平成26年8月5日付で第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定というかたちでこう出されてきております。これは全国の自治体での取り組みを踏まえてですね、そういうかたちになってきておるわけでございます。いずれも総務省自治財政局長名で各市町村まで徹底するように通知が出されているところであります。

こうした一連の指針の中で、公的支援の第三セクターにあっては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導監督を行うとなっております。丹波地域開発の経営改善計画というのは、先ほどありましたように策定はできておるといふことだと思っておりますけれど、改めてその点伺っておきたいと思っておりますけれど、平成26年9月議会で丹波地域開発株式会社にかかる経営支援の追加資料として提出をされました中に、この経営改善計画というのがありますが、

これが今総務省等が指摘をしておる経営改善計画ということでもいいのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） もちろんそれが経営改善計画ということでもありますし、さらに言いますと、中期的な経営計画も会社としては立てられて実施をされているということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この経営改善計画に基づいて取り組み今されておると、そういう認識でいいのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） はい、そのとおりでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この経営改善計画を実施する場合の留意点として、公的支援が求められる場合にあっては、経営責任を明確化した上で必要最小限のものとするべきであるとしております。経営責任の明確化は必要であるというふうに、私は考えるわけでありましてけれど、昨日、村山議員の答弁で株主に負担を求めることはないと言っていました。平成23年9月の議会で、丹波地域開発株式会社の決算報告がありまして、その質疑の中で町長は、会社の代表取締役として申し上げますと、「京丹波町が担うべき責任は3億300万円で、それ以上の責を負う出資ではないということと、経営者から申し上げますと、株を買ってくれるということは利益を得ようとした魂胆があったんだと、私は思っています。」と、こう答弁されております。会社の代表取締役のときには、そういう説明をされたわけですが、当然町長で今ございますので、その考えが違うということなのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことですよ、何ぼ否定したってね、魂胆なかっててもね、魂胆があったとみなされるということをするわけですよ。魂胆は誰でもあるんです。そんな損すると思って金を出資したりしません。それは、みんな一緒ですから、人間やからそら何ぼ魂胆なかって言ったって、そら通用せえへんということをするんです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そのことは、それだけの責任も当然伴うということだと思っておりますが、その点改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それね、何回も議員さん、3億円出資したらね、それだけ損になったらその責任持つの当たり前や、それが株式会社ですから、そんなこと何回も何回も改めて聞かんといってくださいよ。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 指針ではですね、出資比率が2分の1以上、50%以上の第三セクターの場合以外でも、筆頭株主であるなど出資の状況、公的支援の状況などを総合的に勘案して、同様の対応をすることが望ましいというようにしております。

この趣旨に沿ってですね、筆頭株主であり、また副町長初め参事、元職員が取締役に就任している丹波地域開発についてもですね、議会への報告義務に加えるべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まあ報告ですか、それはやっぱり法律、条例に基づいて仕事してるんで、そのように理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） また指針ではですね、地方公共団体は第三セクターに対してもみずから積極的にわかりやすい情報公開を行うように指導に努めるというようにしております。そういう意味で言うと、丹波地域開発にですね、どのような具体的指導をされているのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もう一度申し上げておきますが、営業して損が出て補填したんじゃないんですよ。土地が下がってそれに対して補填しとると。まあ9億5,000万円ぐらい上がって、8億5,000万円ぐらいですやん、町から会社を買ってもらっているのは、それが2億9,000万円ぐらいまで下がった、それを補填しとるということでね、一般的に言う路面店やらと同じように営業してはるんですよ、で、路面店だけが気の毒やというような昨日も話がありましたけどね、あそこに入ったってご苦労なんですよ、全部税金も納めてしてはるんやから、何にも不公平やないんですよ。

それが証拠にこの問題が出てから、出店者募れって言わはってね、ずっと募ってますやん。誰か来てくれはりましたか。選択してはるんですよ、こっち、自分の家でするのがよい、いやこっちに家賃払ってでもこっちがよいうて、選択してはるのにね、選択した結果の自分の家でやってはる人が気の毒やとかいう論かってね、あり得ないですよ。きちっとそうい

う面でいうたらですね、指導というんか、指導やなしにきちっと総務省的に言うたら指導かもわかりませんが、大株主やさかいてね、取締役選任する権利はありますけどね、それを指導するというような権利はありませんよ。きちっと報告受けて、そら監視したり自分の出資した分が減らんようにとか、そういう監視はあるけどね、そら総務省か国か最高裁か知らんけどね、そんな出資したさかいて指導するって、そんなこと経営では私ら考えられへんもん。やっぱり選んだ以上、その人を信じてですね、信じて株主総会で議決されていないこと以外ですね、背任とかそういうことあったら、そらきちっと処分されるべきやし、個人的に責任問われると思うんですよ。それ全然そんな意味で言うと、ちょっと意味は違いますけれど、しっかりと経営してもらうために、そら株主として見守るということだと私は理解しています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 総務省がそういう地方自治体に対してですね、第三セクターに対してそういう指針を出してですね、指導すべきところはするし、こうある立場を言うたら示しとるわけなんで、それに基づいてですね、町長は指針に基づいてやるということも、以前表明されましたので、そういうような取り組みが必要だということで、いわゆるみずからも第三セクターそのものも、わかりやすい情報をしっかり町民に公表せえ、そのように指導しなさいよとこう言うのとるんでね。それでそういうことで、命令ではないわけですが、そういう立場で、町は指導しているのかということをお尋ねしたわけでも、していなかったらしていない、しとるのやったらこういうようにしとるということをお尋ねしたので、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） まあ最終的には出資比率の割合という法律的なものもありますけれども、この問題については毎年、丹波地域開発から決算書も町のほうに提出をいただいておりますし、それに基づきまして毎年9月には議会のほうに、決算特別委員会にもその資料を提出をし、またそのほか議会から求められた資料も限りなく提出をさせていただいておりますので、そういう機会では議会に情報を公開させていただいているものというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） その情報公開の関係で伺っておきたいんですけど、まあ議会にはそういうかたちで報告をされてますけれど、いわゆる今、インターネットじゃありませんけれ

ど、そういうところですね、そういう情報もしっかり公表していくと、公開していくとそういうことはないのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森商工観光課長。

○商工観光課長（山森英二君） 現在のところは、そのようには町としては考えておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次にお尋ねをしたいのは、丹波地域開発株式会社の役員とですね、副町長が取締役社長に、現職の参事が取締役、さらに退職した元参事が常勤の取締役に、さらに監事に元管理職が就任しております。昨日の答弁にですね、あて職であるという答弁をされました。また町長は、議会の要請でそうした丹波地域開発に派遣をしているというような説明をされているというふうに聞きますが、改めてその点についてですね、そういうような認識なのかどうか、伺っておきたいと思えます。

これまで役員派遣についてですね、議員からの質疑等ありましたけれど、議会がですね、要請したとか決議したことはないわけでありませう。

その点をあわせて、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議会が決議されたことはありません。ただ雰囲気でしたということは答えています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう雰囲気をくみ取ってしたんだという、そういうことでありますが、そういうことであれば、あくまでも町長の判断でということだと思えますので、そういう見解で述べておきたいと思えます。

第三セクター等のこの経営健全化等に関する指針の策定の中では、経営責任の明確化と徹底した効率化ということがあげられております。

その中で、第三セクターは先ほどもありましたように、会社としておる、今の丹波地域開発は株式会社でございますが、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの責任で事業を遂行する法人であると、第三セクター等の経営責任は経営者に帰すものであると、経営者は第三セクター等の経営が悪化した場合等には民事刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で第三セクター等の経営に当たることが必要であると、こうしております。

非常に責任の重い取締役であります。これをあて職という考え方が、結局全国で起きた第

三セクターの破綻などの原因の一つとして、そういう考え方を改めるべきだということを求めているのが、この指針の内容だと思うんですが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いわゆる刑事とか民事とか責任を負うというのは別にこういうことでなくても世の中そういうもんだと思とんですが、私はこう反対に、6億700万円が提案したというか紛糾して、そして、もっと大株主としてだけではなしに、経営にも関与したほうがよいという、山田さん、山田議員さんはそやなかったことは承知してはいますが、そういう雰囲気でもらいました。

そのことで、町長がしたんやなということで、それも認めます。そのとおりです。逃げも隠れもしません、私は。

はい、以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 逃げも隠れも、そんなことは思っておりませんが、この指針が指摘をしておる、そういう民事刑事上の法的責任の責任というのがあるんだということを認識した上でということですので、その議会のそういう意見、議員の要請ということではなしに、そういう責任が重いと、そういう立場なんだということ踏まえて、当然、あて職とされておるといふことやと思うんですけども、実際それを受けておられる副町長もおられますので、その点、ちょっとその責任上の問題もここで述べておりますので、副町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） 町長のほうから今いろんな説明があったことを背景として、私は経営の任に当たっております。

確かに指針にはそういう公的な指針として表現はされておりますけれども、私は山田議員がおっしゃる以上にしっかりと責任を持って任に当たっているつもりでありますから、何ら懸念、ご懸念はご不要ということです。よろしくお願ひします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう決意といいますか、そういうことで経営に当たっているということですので、その立場で経営に当たっていただくということを特に求めておきたいと思ひます。

2点目になる農業振興対策についてお尋ねをしたいと思ひます。

T P P協定、環太平洋協定の承認と関連法案が衆議院で強行採決をされ、参議院で審議中

ですが、次期アメリカ大統領のトランプ氏はTPP協定から離脱を表明し、2国間協定（FTA）の締結をと報道されておりますが、どちらの協定もアメリカの多国籍企業の利益を最優先した内容で、どちらにしても大きな影響を受けることは間違いありません。

ほ場の条件や大規模な経営、その上に農業を保護しているアメリカの農業と、中山間地で急傾斜地、ほ場の規模も小さく、家族農業が中心の日本の農業では、太刀打ちできません。しかも、市場原理一辺倒の農政で、中山間地域では特に大きな影響を受け、地域そのものが維持できなくなる、こういうように思うわけであります。

必要なのは多様な担い手や新規就農者が農業で暮らしが成り立つように、価格保障や所得補償を実施して、安定した農業経営が維持されてこそ、後継者が生まれ、地域が維持できると考えます。

京丹波町でも、農業の担い手は年々進む高齢化と拡大する有害鳥獣被害の中で、作りたい気持ちがあっても作れないと、こういう高齢者が増えております。また、年々荒廃農地も拡大してるというのが実態です。

農業振興施策も5年、10年先を見据えた施策が必要と考えます。生産者も消費者も求める安心・安全な農産物を栽培、生産し販売することを基本にすべきと考えます。

これは何回もそういうぐあいにお尋ねをしておるわけですが、改めて町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安心・安全な農産物の生産販売は当然のことと考えております。

また、地域の後継者となり得る移住者に対する対策、対応につきましては、府の事業を活用しながら、移住者を積極的に受け入れようとする地域と連携し、移住者の受け入れを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 先日、農業委員会でも町長に建議書を提出いたしました。

その中でも、特産振興対策として、完熟堆肥を活用する栽培に認証制度を取り入れて、認証マークによる特色を出して、安心・安全な農産物として販売できるように取り組むことを要請をいたしました。

これら多くの農業者から、特色ある農産物が必要との声を受けて、提案をしておるものがあります。

こうした制度が定着するためには一定の期間が必要です。やはり決断をして、取り組んで

いくべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 特色ある農産物につきましては、農業者の収入の増につながるというようには考えております。

現在、町の堆肥等を活用いただいて、それぞれの農家の方が取り組みをいただいております。というような状況になっております。

今後におきましても、そうした特色ある農業につきまして、検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この安心・安全な農産物の販売、そして完熟堆肥を活用したそういった取り組み、認証制度などの取り入れ、取り組みなども、この間たびたび質問をしておるわけございまして、その趣旨については理解をして、技術者会でも検討をするというような答弁を繰り返し受けておるわけございまして、当然真剣に検討されているというように思いますが、やはり議会で町長が答弁されるというのはそんなに軽いもんじゃありませんので、やはり現時点で検討状況、検討内容を、どうなっておるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現時点ではございますけれども、やはり特色ある農業ということで、有機農業等になりますと、やはり農業者自体が収入の下落の部分、また、そういったことによりまして労働力の時間がかかりかかるというようなことを技術者会等で検討をしておるところでございます。

ご承知のように京丹波町につきましてはバイオマス産業都市構想に認定を受けたことから、今後におきましては豊富なバイオマスの活用というところも考えながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 安心・安全な農産物、有機農業ということでございますけれども、やはり第1段階として、もちろんそれを目指すべきことは間違いないわけでございますけれども、やはり低農薬、低化学肥料と、そういうような取り組みをやっぱりしっかり広げていくということも非常に大事だと思うんですね。

そういうような取り組みを技術者会でも当然広く検討されておると思うんですけども、一般的に言われておる無農薬ということやなしに、やはり有機農業ということになれば、やはり堆肥を中心にしたそういうものでございますし、収入や収量が減るといふ、そこを技術者会としてどうすれば収量が維持できるとか、そういうことにもなりますし、先進的な事例は全国で数多くあるわけですから、そういうものを参考にして、京丹波町ではどうするかというような検討はされておるのかどうか。

それぞれの技術者会のメンバーの方も、異動等もあって変わったりしてるわけでございますので、やはりその一定のめどを持って、しっかりやっぱり結論に導いていくと、そういうような取り組みをしていかなければ、いつまでたってもこの時点から前に進まんと、なかなか難しいなということに止まっているんじゃないかと。

考えれば、どこかで誰かがこうブレーキ踏んどんじゃないかというように思うわけございまして、農業委員会も幅広い農家の皆さん、農業者の皆さんの声を聞いて、建議をしておるわけでございますから、やはりしっかり受け止めて、前に進めていくと、こういう立場が必要だと私は思うんですけども、改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ただいまございましたように、低農薬、低化学肥料の取り組みにつきましては、本町といたしましても技術者会、また地域農業再生協議会もあわせまして、特別栽培米等の府の事業を活用しておるところを中心にですけども、米のほうについては事業展開を図っているところでございます。

また、京野菜関係につきましては、府のこだわり栽培指針に基づいて、減化学肥料、減農薬というところで取り組みも進めております。

有機農業の部分でございますけれども、先ほども申しましたように、バイオマス産業都市構想の認定もございまして、そういったことから豊富な畜産の家畜ふん尿を活用して、有機のまちづくりを今後進めていきたいというように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 京丹波もそういう実態を見れば、小規模の方が多いわけでございますし、やはり道の駅なんかを出荷する方も多いわけでございますので、そういう部分にもしっかり光を当てて、そういう方も取り組んでいける、そういう京丹波としての農産物が安心・安全な、そういうものが町のイメージとして出ていけば、もっともっとお客も増えるし、安心して農産物を購入していただけると、こういうことになるわけですから、そういう町のイ

メージとしても、非常に私は大事だと思います。

やっぱりそういうものをしっかり掲げて、農業振興対策として取り組んでいくべきだというふうを考えておりますので、その点、そういうバイオマス待ちにならずに、前へ前へ進めていくということが大事だと、そこに乗せていければいいわけで、規模が小さくてもやっぱりそういうことが取り組めるような、そういう取り組みをやっぱり検討していくべきだと思いますが、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） バイオマスで発生します消化液が液肥となるわけではございますけれども、そちらの利用につきましては、大規模な農家、また小規模な農家でも活用はできるということを考えております。

道の駅に出されるような農家さんが対象にならないということではなくて、そういった人にも活用していただきたいということで、今後検討を進めていっておるところでございます。ただいま議員からありましたように、安心して安全なものを生産するというのは、先ほど町長の答弁にもありましたように、これは必須のことです。

本町におきましても、大小かかわらず多くの農家さんが取り組めるように検討をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次に後継者対策です。農業者、農業の後継者として、Iターン、Uターン、Jターンや新規就農者対策は最重要課題だと思います。地域の後継者としても位置づけて積極的に取り組むべきと考えます。

そのためにも、受け入れの年次計画などをもって取り組みを進めていくということが必要だと思います。対策、対応について伺っておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いかように計画立ててもそのとおりIターン、Uターンなかったら、Jターンもなかったらだめなんですけど、今、受け入れするという事は最初にお答えしたとおり、そういう計画は持っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） やっぱり目標もあって、それに向けて知恵も出すということで、私はそういう意味で年次計画というのを申し上げたんで、やはり5年、10年後を目指して、や

はりその人数、目標を持って、取り組んで、積極的に働きかけたり、いろんなあっせんもしとるわけですから、農業会議を含めて、そういう意味で、私はそういう取り組みが必要だというふうに申し上げたので、改めてそのような考え方、計画を持ってやるという考えはないのか、希望があったら受け入れるということはもちろんですけど、積極的なそういう取り組みが必要ではないかという意味でお尋ねしたので、改めてもう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 担い手なり移住者の目標につきましては、町が作成しております創生戦略の中でも担い手の確保ということで、今詳しい数字は手元に持っておりませんので述べませんが、一定の目標設定はさせていただいておるといようなことでございます。

先ほども町長のほうから答弁をいただきましたけれども、移住を求められる地域と、積極的に受け入れようとする地域と連携をしまして、移住者の受け入れについて、今も現在もですけれども、推進もさせていただいておるといことでございますし、また、そういった地域から要望がございましたら、府のそれぞれの機関にも紹介をさせていただきまして、新たな担い手の確保に向けて取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういう取り組みをしておるといことでございますけれども、実際農業従事者の高齢化率が、私とこの地域ではもう50%を超えると、こういう状況になっておるわけでございますけれども、そういった集落、農業の後継者、しいては地域の後継者でございますので、やはりそういう次の担い手、後継者対策という取り組みが非常に大事だと思います。そういう働きかけをもっとしていくことが必要ではないかと。

例えば、集落地域営農活動支援事業というようなものを立ち上げて、それぞれの集落、農家組合やとか農事組合、組織がそういう取り組みをしていくと、そのために一定の助成金を出して、そういう促進を図ると、そういうようなことを取り組む考えはないのか、伺ってきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 現在ですけれども、そうした取り組みにつきましては、それぞれの地域振興会なりがお取り組みをいただいておりますけれども、府の事業であります命の里事業で、地域の受入体制等を整備いただくとか、いろんな事業も活用いただいております。

そういった中で、現行ある制度をうまく活用いただいて、また町のほうも事業のほうの周知も図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） いろんな事業の制度を活用というのは、これは当然必要だと思うんですけども、前段、その前段階、前段階ですね。集落でやっぱりほんまにどうなんやと。私とこの集落このままでいいのかというような話し合いをして、ほんまに前向きに、集落どうしようか、地域どうしようかという、小さい単位でもそういう話し合いを促していくということが、私は非常に大事だと思うわけで、そういう一つのきっかけづくりに、そういうような取り組みをしてはどうかという意味で、そういう地域の話し合い活動への支援と、そういうようなことで一定の助成金を出して取り組むということは、ただ農業振興だけではありませんけども、町全体としての取り組むことも必要やと思いますけれども、改めてその点もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 集落の話し合いでございますけれども、以前からも議会のときにもお話をさせていただいておりますけれども、府の京力農場プランの事業がございます。その事業の活用の中で、集落の多くの助成というか、支援はできておらないわけではございますけれども、公民館の使用料でありましたり、そういったものについては、そちらの事業のほうで対応させていただいておるといようなことになっております。

各それぞれ地域が持つておられる課題等の解決のために、町のほうといたしましても農業委員会と協力をしながら、京力農場プランの推進を図っておるといようなことでございます。

ある地域では、農業委員さんが中心となられまして、京力農場プランの推進もいただいております、その中に町のほうも入らせていただいておりますという状況で、京力農場プランを地域の話し合いの一つの材料として、今後も活用いただければというように思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 次に、有害鳥獣対策でございます。

農業振興対策の重要課題として取り組んでおるわけですが、被害はなかなか減少していません。地域によっては、被害が拡大をしております。悲痛な声も聞いております。生息数を減らすということが何よりも必要であります。

有害駆除事業というのは行政の責任で行うということははっきりしておるわけですが、今、有害駆除事業は猟友会に本町は委託をしております。委託契約書を見ますと、第2条では、猟友会は委託期間終了後、委託料の使途がわかる書類、決算書等を京丹波町に提出しなければならないと。第6条は、猟友会は捕獲事業を完了したときは、直ちに京丹波町に業務完了報告書を提出しなければならないと。第7条では、京丹波町は必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を猟友会に報告させ、また自らその状況を調査できると、こうなっております。

有害駆除事業で支払う報償金というのは公金でございます。町長が任命をする駆除員に支払う報償金は、町が直接駆除員に支払うべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご承知のとおり、猟友会から選任をいただいた猟友会員を有害駆除隊員として79名に有害駆除許可証をまず発行しております。

平成28年、これは11月現在ということですね。狩猟免許所有者について、個々の有害駆除隊員としての適否を判断することが難しいということでこうなっているんです。

有害駆除事業を円滑に行うに当たって、猟友会に窓口を一本化しております。緊急時の対応について、猟友会の指揮系統により迅速な対応が可能との考えから、猟友会を委託先としております。

報償金の支払いについても、猟友会への一括支払いを現在は行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 報償金の支払いの流れですね。今もう猟友会に委託しとるわけですが、いわゆる猟友会が、いわゆる会員から出された捕獲の実績に基づいてされておると思うんですけども、どういう流れで報償金の支払いになって、支払いの流れですね。伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 報償金の支払いでございますけれども、猟友会のほうから、期間を区切って報告のほうをいただいておりますけれども、この4月からでいきますと、途中の期間なしに、切れ目なしに、有害の許可は出ささせていただいております。おおむね3カ月ごとに猟友会のほうから捕獲の実績を提出いただきまして、それとあわせてですけれども、シカになりますと、歯、それから写真のほうにつきましては、議会でもお認めをいただいておりますように、町から貸与しておりますカメラで写真を撮

ていただいたメモリーカードのほうを町のほうに提出をいただいて、町のほうで内容について精査をさせていただきます、それぞれ猟友会のほうに報償金という形で一括でお支払いをさせていただきますという状況になっております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） この報償金の支払いのために、有害捕獲事業の審査会というのが開催をされておりますが、この報償金は公金でありますから、取り扱いは明確に当然しておく責任があります。どういうその報告を受けて、この報奨金の支払いをされておるのか、当然、審査会というのはどういう会議がされたかということも当然議事録もあって当たり前だと思うんですけども、それも含めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） この4月からの運用でございますけれども、今も説明をさせていただきますように、町のほうに歯とメモリーカードを出していただくということでございまして、町のほうでその提出されたものがちゃんとできておるかということで、確認を行っておるところでございます。

以前におきましては、猟友会のほうでいったん審査をいただいて、その後、町のほうに提出をいただいておったというような状況になります。

現在では、お互いの猟友会、また町と、町の円滑な事務の遂行ということで、この4月からそういった形をとらせていただいております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） そういうシステムになっているということでございますので、公金でありますので、報償金というのは。いったんその猟友会に払って、それが駆除員に支払うということがなんで必要なのかと。当然、報告を今ありましたように町は受けてるわけですから、それをチェックして、直接やっぱり駆除員の口座に支払うというのが、本来の公金の流れであって、そういう明確にすべきではないかと思うんですけども、やっぱりそういうシステムをしっかりと、公金の流れもはっきりさすと、まとめて猟友会に渡して、それがまた駆除員に渡されると、そういうことは、いわゆるそこにワンステップ置くということは、やっぱり公金の扱いとしても、よくないと思うんですけども、そういうように私は改善すべきだと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 公金の流れでございますけれども、現在、委託を猟友会に行っておるというようなことから、公金につきましても猟友会のほうに一括してお支払いをし

ておるといふこととごぞいます。

以上とごぞいます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 委託の内容をやっぱり精査すべきだと、いわゆる集団でやっただくものは、当然それは猟友会ですが、当然活動費もこれ委託金の、委託の中で払とるわけとごぞいますから、やっぱり個人に払うものは個人にしっかりと直接払うという、やっぱりこの原則を私はとるべきやということと、強く申し上げておきたいとしますし、猟友会というのは全国的な組織とすね。いわゆる、一般財団法人とごぞいます。市町村は任意の団体ということとになっておりますし、見ましても、その狩猟読本を見ても、市町村のそういう猟友会は猟友という、集う組織だという、そういう位置づけなんで、法人格を持たない、そういう組織でもとごぞいますので、やはりその辺はしっかりとけじめをつけて、そういう方法をとるべきだという点をもう一度強く申し上げておきたいとします。

また、このシンポジウムなどを開催して、意識を高めていくということも非常に大事だと思ふんですけども、この駆除対策について、そういう考え方はないのか、伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では南丹地域野生鳥獣被害対策チームが開催します被害防止、あるいは管理講習会や、京都府猟友会が開催される「狩猟が見えるセミナー」への参加を呼びかけております。シンポジウム等研修会の開催については、今後、検討してまいります。

また、被害の多い地区については、直接現地に入り、地元住民参加のもと、研修会を行っております。

以上とす。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 最後に政治姿勢について、お尋ねをしておきます。

初めにも申し上げましたけども、非常に今、国のほうでは、社会保障の削減が強まってきております。そういう中で、市町村としてもどうするかと、やはり一番高齢者が安心して、よりどころとしているのは医療であります。病院の体制というのは非常に大事だと思ふます。

和知の診療所は毎日入れ替わるといふことと、何とかお医者さんを、せめて1週間同じ人が2日おってほしいという、こういう声も聞いておりますが、そうした声に答える方法はないのか、安心・安全な暮らしを支えるためにも対策、対応をすべきだと思ふますが、見解を伺っておきたいとします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そうありたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ぜひ、そういう取り組みを強めていただきたいと、医者のごことでございますから難しい問題がありますが、お願いをしておきたい。終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

2時20分まで。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時20分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第4、議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について》

○議長（野口久之君） 次に、日程第4、議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更についての質疑を行います。

山内君。

○6番（山内武夫君） 1点お聞きしたいというふうに思うんですが、先般、開会日初日に提案説明をいただいたんですが、今回の変更内容を聞いておりましたら、電源建屋の地下ピット内の防水装置やとか、また、施設のほうからの要望によるパネルヒーターの規格の変更をするということ、あわせてまた児童・生徒等の安全確保の観点から、施設内の見張り員の配置やとか、交通誘導員を追加をするというようなことで、今回変更の内容となっておりますが、再度、申しわけないんですけども、変更に至ったそういう理由とといいますか、経緯につきまして、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

特に、交通誘導員の増員については、周辺に保育園やとか、また学校があることから、当然その当初の段階でこういう問題については想定されていたんじゃないかというふうに考えるんですけども、そういう点も含めて、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） そしたら、改めまして変更内容につきまして補足説明と同じ形になりますけれども、もう一度申し上げます。

まず、建屋の工事に係ります塗膜防水の追加でございますが、これ46万円の増額でござ

います。建屋の山側を、造成工事中に建屋の山側、切り土をしたんですが、そののり面から一時的に湧水が確認されたということから、チップの貯蔵庫とボイラーへの搬入庫、これは地下式になっております。地下部のいわゆるピットというんですけれども、そこに、外側ですね。土と面する側に防水処理を施して、内部の浸入防止に万全を期すものでございます。

この建屋の山側の切り土面につきましては、そこから出る湧水につきましては、のりすその側溝で排水ができますが、その土の中ですね、中に動く水は予測もできませんので、雨が降ったときとか、そういったときのために、万全を期すために、地下部の水を、水の浸入を防ぐために、今回追加をお願いをしているものでございます。

それから、長老苑の中のパネルヒーターの規格変更と架台変更でございます。あわせて51万円の増額でございますが、これにつきましては、まずパネルヒーターの規格変更なんですけれども、医務室と職員休憩室の部屋でございます。それぞれ、限られたスペースの中で備品を配置されたり、職員の方が休憩されたりという中で、使い勝手という中で、パネルの規格といたしますか、大きさとか容量を上げたり、2台を1台にして、1台分を容量上げたりして、そのそれぞれの部屋の有効活用が図れるように要望を受けまして、規格の変更をするものでございます。

それから、パネルの架台につきましては、パネルのパネルヒーターを壁に付けたり、壁に沿って床に置いたりするんですけども、特に居室、4人部屋の居室のトイレでございますが、まずそこにつきましては壁に近い床置き式としておったんですけども、車いすでのトイレの利用もあるということで、持ち上げての配置ということで要望を受けました。そのために、壁部の支持を強めるという必要がございましたので、金具の、強化金具の取り付けにより、そのパネルヒーターの支持を強化して、安全を図るものでございます。それが16カ所、パネルヒーターの支持の強化をするために、16カ所に架台の追加をしております。

それから、長老苑の天井部に配管をする際に、天井裏なんですけども、31万円の増額です。施設図面ではなかなかわかりにくい電気配線ですとか、配管が通っておりまして、実際工事する段階におきまして、それが判明しまして、なかなか点検口から配管を通していくというのは困難な状況でありました。したがって、天井をいったん取り外して、配管施工を行い、また復帰をするという、その工事に追加をさせていただくものでございます。

それから、あと、共通仮設費でございます。見張り員と交通誘導員の追加でございます。これにつきましては、当初、交通誘導員を予定もしておりました。しておりましたけども、実際の道路につきましては、熱導管の敷設工事をする際に、順次移動をして敷設をしております。そのたびに、道路の状況も変わってきますけども、朝ですと児童・生徒さん、それか

ら保育所の園児の出入りがございます。昼間も、朝から夕方にかけて、これは全てにわたって言えることなんですけども、かなり国道といいますか、国道よりも迂回する、まあいうたら抜け道にして利用される方も、利用される車両も数多くあります。そういったときに、児童・生徒・園児、それから通行車両の安全を確保するためには、よく徐行という工事の前触れを示すような誘導員も必要になってまいります。そういったことから、その敷設工事をする間、増員を図る予定でございまして、当初から人数を増やさせていただくというものでございます。

それから、見張り員につきましては、当初、機材の搬入、それから工事するものの出入りににつきましては、表玄関から入らせていただく予定としておりましたが、現実、工事施工の打ち合わせの中で、裏口から、勝手口から入らせていただくことになりました。勝手口というのは、やはりその入所者さんの出入りを制限するといいますか、管理する上で、内外に施錠がされております。その施錠の管理と、また出入りの、頻繁な出入りという面において、やはり見張り員が必要であるということで、搬入の際の鍵の管理と、それから入所者さんの安全面を配慮して、見張り員を設置する必要があるということで、これ協議の中で追加をさせていただいたものでございます。

長くなりましたけど、以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） ありがとうございます。

現在の進捗率ですね。この前の説明では60%というようなことを聞いておるんですが、工期内の完成というのが待たれるわけなんですけども、今日の説明聞いておりましたも、今回の変更というのが割と軽微な変更であるというふうに考えるわけなんですけども、このまま順調に行きますと、工期内の完成というのが2月ということになっておりますが、それで間違いなのかどうか、その点について確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 工期末は来年の2月20日としておりまして、現時点では予定どおりの施工状況となっているようでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私も2点ちょっと確認をしておきたいんですけども、まず、先ほどもありましたけども、防水工事ですけども、資料2の資料を見ますと、これはサイロのろ過等のいわゆる地下部分の外側に、いわゆる吹き付けか塗るかの状態で合成樹脂か何かをされるんだと思うんです。

実は、あれいつやった、昨日、おとついでですか、現場見せてもろたら、もう既に地下工事は終わってまして、周りにはもう、どういうんですか、整地がしてあったわけですね。そうすると、これ外部からするということになりますと、もう一遍土を掘り起こして、施工をして、また埋め戻すということになりますと、積算資料がついてませんのでわからないんですけど、私の経験からいきますと、私も10年余り土木の仕事に現場だけ見てたわけですけども、46万円やそこらではちょっとできそうにないんですけども、その辺が可能なんかどうかということが、まず一つお聞きしたいのと、それから、この工事は側面だけなんですけども、地下水、地下、サイロの棟の底辺から浸水するという恐れはないのかどうかということをお聞きしたいんです。特に昨日、この前の、昨日の一般質問で、この事業については失敗は絶対許されないというように町長もおっしゃってましたんです。これ、チップを燃やすわけですから、燃やす試料が、いわゆるそういう浸入水で湿った場合、補助燃料が要ってみたり、また、光熱効果も燃えにくいとか、ことになってきて、極端なこと言うたら煙が出るとか、いろんな問題が起きてくると思うんですが、その辺は大丈夫なのかどうか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） まず、塗膜防水の関係でございますけれども、これにつきましては、既に防水処理を行わせていただいております。その時点で施工しなければ後からはもちろん議員さんおっしゃったように施工ができませんので、そのときにやらせていただいたものでございます。

それから、底部につきましては、逆に土側のほうについては、コンクリート打ちでは施工はできません。それにつきましては、資料の2の、例えば、右上の資料2というゴム印の近くの層ですが、防水モルタルというふうに表示しております。これにつきましては、当初予定をしております、施しております。

それから、チップのやはり湿り気というのが気になりますので、やはりその完全に燃焼させるためには、含水率を一定以上に下げなければならないということで、そのためにはやはりここでチップを、ある程度乾かしたチップをここに入れてから湿ったんでは意味がありませんので、改めてこういった可能性が、少ないかもしれませんが、湧水による漏水がないように、念には念を入れて、防水処理をさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そうすると、もう既にこの条件変更が出ているわけですけども、この予算については、まだ執行はしてはらへんかしらんけども、少なくとも46万円は先行し

て出てるということですね。業者の人は46万円については、もうその作業を終わっておられるわけですから、当然、代金請求をされるわけですね。

そうすると、これ専決でやられて、承認をとられるというんやったらわからんこともないんですけど、そうでないとしたら、前にも一度か二度、こういうケースがあったように思うんですけども、そのときも皆さんから出てたんは、実情はともかく、今言うたように専決処分をすとか、いろんな方法を考えて、こういう議会で決裁をもらうまでに予算執行、工事を認めてるわけですから、しとるような状態というのは、これも今までから言われているように、議会軽視の一つのあらわれだと思っんですけども、その辺はどうお考えなのかどうかということと、それから、モルタルの工事ですけど、これも、それは側壁もしたるのとは違うんですか。下もしてある、その辺ちょっとまあどうなんかなど、で、今もおっしゃるように、完全燃焼できるように、乾燥できたらよろしいですけど、そうでなかったら不完全燃焼になると、やはり煙が出たりして、近所にそういう迷惑をかけることにもなりますので、町長おっしゃっているように、この事業は絶対に失敗は許されないと、こうおっしゃってるわけですから、そういう懸念が私は大いにあると思っんですけど、その2点、議会軽視でないかという判断と、そういう不完全燃焼が起きて周辺に迷惑をかけないかというこの2点について、再度お聞きします。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 専決処分という制度があれば別なんですけど、今回の場合は、議員おっしゃる議会軽視ということではなく、変更につきましては施設や設備の安全面などを第一に考えまして、安全を十分確保するために、そのときにやらなければならないということをやったものでございます。早急にその時点で判断して、対応すべきものでありましたので、ご理解をいただきたいと思っます。

それから、不完全燃焼ということなんですけども、やはり防水施工して、より乾燥が保てるように、今回の防水をするものでございます。不完全燃焼のないように、あらゆる環境の整備を今後とも図っていききたいというふうに思っしております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今、その既に終わっているということについて、必要な工事やからと、こうおっしゃってるんですけど、条件変更までするわけですから、当然必要な工事なんですよ。ただ、その分が議会の決裁を要る、要る必要のある分ですね。専決でなかったら、本当はそういうことをしたらいかんかったと思っんです。これは、過去にも、これで3度目になるのかな、同じようなことがあって、その都度、今後はそういう議会軽視に抵触すると

いか、そういう感じならんように気をつけますという回答をいただいているんですけども、残念ながら今回も、これ46万円と金額は少ないですので、ですけども、この姿勢は許される問題じゃないと思うんですよ。金額の問題じゃなしに、やっぱり議会で承認を得るのは、その得てから予算執行ができるようにするというのが建前だと思いますのでね。

今後の問題も含めて、こういう、必要やさかいするというんじゃなしに、それは工程ちゅうたらおかしいけども、工事の打ち合わせ簿とか、打ち合わせのときに、これコンクリを打ったときに、こういう問題はわかるはずですよ。地下水が出てるし、このままではあかんで、防水工しようということ、これはもう本当にコンクリート打ちをした、するまでに、枠組みをするまでに、ある程度のことわかるはずですよ。だから、そういうことを何でしゃべらへんのかどうか、私は疑問に思います。

今、申し上げたいのは、たとえ46万円でも、議会決裁が要るやつを、議会決裁をせずに執行、結果的には執行してはるわけですね。これをするのは、議会軽視につながるの、もう一遍言いますが、今後はこういうことはないように、肝に銘じて守ってほしい。そうでないと議会で承認する意味がないと思うんですよ。もうやってしもた後の分、決裁して何になるんですかということになりますのでね。事情はようわかるんですけど、もっと早いこと、現場の監督の人は気がついてるはずですよ。防水をせなあかんというのは。そういうことをもう一遍お願いをして、もう一遍確認をしておきます。こういう議会軽視になるような執行の仕方は絶対しないようにしてほしいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 答弁。

久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 今回のこの工事に係る変更の部分につきましては、議員さんおっしゃったように現場での打ち合わせのときにこういったことが出まして、どうするのかということで、協議をしております。

そういった中での、やはり必要だと、念には念を入れようという判断の中でさせていただいたものでございまして、最終的には総額、この変更の総額が確定されたのが現在といたしますか、この12月の定例議会に間に合うように頑張らせていただいたということでございます。

また、この今回の変更部分につきましては、今後予定しております、例えば、舗装工事、その建屋の周辺の舗装工事分を後においてでも、これは必要だというふうに考えた結果、施工をさせていただいたというものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○6番（山内武夫君） 今のことで関連して、ちょっとお尋ねをするんですが、地方自治法のそういう問答集とありますか、そういうなん見ておりましたら、議会の議決が必要な場合であっても、軽微なそういう変更であれば、工事をやめて、議会の議決を待つ必要はないというふうには書かれております。

そういう観点からいいますと、現場で円滑に作業を進めるためには、変更が生じるたびに工事を中止をして、議会の議決を得ていくというのは、現実的ではないなというふうには考えるんですけども、今も専決処分でしたらというような意見も出ておりました。私もそれで同感なんですけど、事業の内容によって軽微かどうかという判断も必要ですけども、今回の事業を見ておりましたら、私は軽微な変更であろうというふうに考えておりますし、そういう点からいいましたら、やはり専決処分をする、やはりそういう規程とありますか、そういうものを一定整備しておく必要があるんじゃないやろかというふうに考えております。

よその町なんかを見ておりましたら、工事費の1割とか、金額何ぼとか以下については専決処分できるというような規程を設けておるところもあるわけなんですけど、そういう点についての整備をするお考えはないのかどうか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 議会の議決案件につきましては、特に工事案件ですけども、これまでからこのようなご指摘を受ける機会もたびたびございまして、そのときにもそういったお話もいただいとったということも承知をしております。条例等の制定等につきましても、検討したいというふうに思っております。

今回の工事につきましては、担当課長のほうからも説明ありましたように、現場のほうも動いているというか、動かしているという状況の中で発生した問題でもありますし、また、その都度議会の議決をとってということにもなりませんので、一定、その関連するほかにも増額要因でありますとか、変更要因が出てきたということもありまして、一定整理ができた段階での議会への提案ということになりましたので、その点につきましては、またご理解をいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいんですけども、内容は軽微だということもございましたけども、やはり公金でございますので、ルールはきちっと守らんなんということは大前提でございますけども、例えば、閉会中の常任委員会もしとるわけですから、

やっぱりそういう進捗状況を報告して、委員会で報告しておくというのも一つの方法でございますので、何もそのそういうような状況を報告なしに、突然変更を出すというような、そういうところがやっぱり一番我々議員としてもどうなんだということ、大きいわけなんで、やはりもう少しそういう常時各担当の委員会とも調整をすとか、そういうことをもっとすべきだと申し上げておきたいと。それがやっぱり、結果として議会軽視にもつながるわけですから、その点伺っておきたいというのと、今、村山議員から、そのいわゆる塗膜防水の問題は、ご指摘があって、もう既に工事をしたということでございますけども、これは進捗状況60%でございますして、実際、ちょうど工事をしとるときに私も通りました。熱導管のこの敷地、施設工事を、敷設工事か、やっておりました。実際、中学校の前もやっておったわけですから、当然このいわゆる誘導員についても、当然今終わっておるわけですから、敷設は、この140万、141万円ですか、ついても、そのうちの大半は出されておるんかどうかわかりませんが、これも当然もう支出済みになるというふうに思うんですね。

だから、そういうことを考えれば、当然事前にわかることも多々あったんじゃないかと思えますし、例えばこのパネルヒーターの関係についても、長老苑と十分な打ち合わせや調整をしておけば、もっともっと早くわかることじゃないかと思えますし、その辺のことが本当にどうであったのかと、実際、工事やりかけてから、これはおかしいなということになっておったんじゃないかと思うんですけど、そういう面では、その設計をされた業者、専門業者だというふうに聞いておるわけですけども、どのようなその設計業者が、きちっとそういうのをチェックして、調整もして、絵を描いたのか。あくまでもそれは町が、担当者がその施設やとか、調整しといて、設計業者に、まあいうたら、こういうのということをしたのか。当然、設計業者も現場も見とるはずでございますし、専門家であれば、いわゆる土砂をとって、そこから湧水が湧くんじゃないかということも、当然わかるんじゃないかと。それから先ほどありましたように、やっぱりそういう燃やすもんで、燃料でございますから、当然防水工事というのは一番大事だと思いますので、当然そういうものは当初から、今ありましたように、念を、上に念を入れるということであれば予想できたんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうであったのか、設計業者の関係も含めて、お尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 所管事業、事業を所管されております総務文教常任委員会につきましては、また事務局ともまた協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

交通誘導員につきましては、そういった理由の中で、増員はしておりますけれども、当初の設計の範囲内で今のところ回っておりますが、今後の誘導員の必要性を見込んだときに、不足する分をあげさせてもうたわけでございます。

それから、パネルヒーターの状況等の設計の段階での照査でございますが、もちろん図面をもとに、現場も見ながら設計はしてもらっています。これは業者設計、業者に設計委託をしております。

ただし、入所者がいらっしゃる中で、細かく回るといふのなかなか現実的に困難でございます。そのあたり、結果として細かく入念に見れば、こういったことが防げたのではないかと、相談もしながらということではありますが、現実、なかなか入所者がいらっしゃる中での現場照査というのは困難であったということで、できる範囲の現場の中で設計を当初したものでございます。

それから、湧水の関係につきましては、これは当初から見込めるものではなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今、地方自治法の話が出てきましたけど、地方自治法のその規程に関して、第何条何項の規程なのか、それを理解した上で今回提案しているのかどうかということですね。今、軽微な変更に関しては、そういうこともでき得るという説明が山内議員からありましたけど、それについては理解した上で提案をされているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 先ほども申しましたように、そのときにやはりこの作業といひますか、防水工事は必要であるということで、それについては増えるわけでございますが、今後、予定をしております舗装工事を後に回してでも、全体の中でやっていかなければならないということで、追加工事をさせていただいたものでございます。

（音声なし）

○議長（野口久之君） 久木企画政策課長。

○企画政策課長（久木寿一君） 地方自治法第96条の第1項第5号でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） 私も忘れちゃったので、お聞きしておきたいのですが、これ、監理課長が一番よう知っとるのかな。済みません。急に指名して。

内容変更を、今言われた第96条第1項第5号と思いますけど、これで条例で定める云々というふうに書いてあるんです。その中で、内容変更について、例えば軽微な変更は、こういった議会の議決を要するのかどうか、まず確認しておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 先ほどの質問でございますけども、当然、地方自治法第96条第1項第5号「その種類及び金額について政令に定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」とあって、それに基づいての変更契約等も進めるわけなんですけども、その金額につきましては、また地方自治法施行令の中で金額が設定されておりまして、それは先ほども山崎議員からもありましたように、その中では、町村の場合は5,000万円、市の場合は1億5,000万円とかそういった金額が全て定められておるところでございます。

それを受けまして、本町でも、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例」というのを制定しておりまして、その中で、第2条「議会の議決に付すべき契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」というふうに定めておるわけです。

そこで、次に、変更の関係でございますけども、そこで内容変更がそれに当たるかというあたりにつきましては、特に条例の中で実は定めておりませんので、先ほど山内議員のお話にもありましたけれども、いろんな事例等からいいますと、そういった軽微な内容の変更については、特にかける必要はないという事例もあるわけです。ただ、そういったあたりをきっちり整理されていないところもありまして、ほかの市町村では、地方自治法第180条になりますけれども、専決処分の関係で議会との関係をしっかりと保ちながら工事を円滑に進めていく部分において定めておられるところは多いというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○11番（岩田恵一君） よくわかりました。

ということは、僕は、今回の案件については、現地も行かせてもらってやむを得ないという判断をさせてもらっています。逆に言うたら追加したらええと思ってるんです。というのは、今、地下部分のチップを貯めておく部分について塗膜防水処理をして、という意味でやるんだと思うんですけど、なおかつ、僕は、湧水を生まないような工事をするとか、例えば湧水の処理、暗渠で水路に抜くとかそういう処理も施した中で、なおかつ塗膜処理をしたことでよりよい状態に保てるんじゃないかと感じとったわけです、現場で。

○議長（野口久之君） ちょっとマイクを取り替えます。

○11番（岩田恵一君） 今、木南課長から聞いたので、僕は条例の不備だと思ってるんです、逆に言うたら。最初に、精査の中で、そういう処理も施した中で、最終金額が上がったり下がったりすると思うんやけど、生産設計でね。上がっても下がっても、当然、5,000万円以上になりますので、当初の請負金額が。当然、議会の議決を必要としますので、生産設計でもええんやないかという思いはしていたんです。あえてこんな軽微なものについて、条例が今そういう状況にあるので、いたし方なかったんかなという思いをしてるんですけども、そういう工夫もさらにしといたらどうかいなという意見も参考にさせていただいて、今からできるかできないのかわかりませんが、そういうこともさらにしておいたほうがよかったですんかなという思いはしていましたし、加えて、山内議員が言うたように、条例の不備だと私も思ってますので、その辺の整理をしておくべきだし、しておかないとかえってこういう混乱を招くおそれがあるんやないかというふうに思いますので、改正する思いがあるのかについての見解をお伺いをいたします。

さらに、私が言うたような生産設計でもいけるのかどうかについての判断をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 先ほど言っていましたように、総額についての変更をする場合で、しかも専決処分の措置を本来ならば、ここは村山議員さんがおっしゃったあたりになるんですけども、事前に専決処分という、それは第179条というので、緊急にしなければならぬ場合というのもございます。ただ、先ほどから企画政策課長も申し上げましたように、やはりそのときに判断しなければならない工事も当然あって、そこを当然担当者もいろいろそのときに悩んだりしたと思うんですけども、やっぱりそこで変更をとというのをしたらあかんというちゅうちょをしたりすることは、やっぱり避けてほしいとも私は思ってます、しっかり協議した中で必要であれば変更を進めるということも必要なことかなと思います。そういった意味においても、直ちに工事を中止して議会に付すということは、やっぱりできませんので、なかなかそれはできないということをご理解いただきまして、ぜひともそういうあたりはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

お話は、先ほど言いましたような、専決処分の範囲とかそういうものについては、また研究を進めたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第67号 平成28年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

京丹波町地域熱供給システム整備請負契約の議案は、平成28年6月議会で提案をされました。その中で、原発にかわる再生可能エネルギーとして、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどとあわせて、木質バイオマスエネルギーの活用の取り組みや拡大が求められていることも申し上げました。

これまで、国が安全で一番安価なエネルギーとして、原発を最優先に進めてきましたが、5年前の福島原発事故により一変しました。福島原発事故を教訓にして、再生可能エネルギーに国が積極的に取り組む責任があります。

提案されております地域熱供給システム整備工事請負契約の変更は、地域資源活用推進事業として、和知地域の特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェルの2カ所の施設に温水を送り部屋を暖めるものですが、問題点もそのとき指摘をいたしました。

1つは、チップの原料とする間伐材は、山から搬出するための作業道などの路網の整備の問題点と間伐材を搬出して採算は合うのかと。収支の資料を示すべきということを申し上げました。

2つには、地域熱供給システムの導入で、施設の負担はどうか明らかにすべきこと。暖房機電気式エアコンを併用するということから、施設の光熱費はどれぐらい軽減できるのか、資料で示すべきことも申し上げました。

3つ目には、モデル事業として取り組む地域熱供給システムが、町内のどの地域で取り組んで今後行けるのかと。町民はこの事業を活用できるのか、見通しを明らかにすべきことも申し上げました。

今回の契約変更では、こうした指摘は何ら解決、明らかになっていません。事業が増えまして、2億5,000万円を超える金額になり、追加費用の内容も事前に関係者との協議、調査が十分に行われていなかった結果であるとも言えます。

内容については、当然必要な変更もあり得るものですが、特に議会への報告も直前ではなく、担当委員会での提案や報告を変更が必要と判断した時点で行うべきことも指摘をして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君）　ただいま提案されております議案第67号　平成28年度　京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について、私は賛成と推進の立場で討論を行います。

木質バイオマスを活用した熱供給システムについては、その必要性を議会においても既に認められたとおり、京丹波町の将来像を思い描く上での先駆的な事業であり、とりわけ町域の約8割を山林が占める本町では、次世代へと引き継がれるべき重要なまちづくり施策であると認識しております。

今回の地域熱供給システム整備工事の契約変更では、365万4,000円の増額が提案されており、その主な変更箇所としては、施設内での安全性を向上させるために既存建物への取り付け方法を見直したこと。あるいは、熱源建屋内でのさらに安定した機器の稼働環境を求めて変更するものであり、これは本町が初めて取り組む事業として、あらゆる方向性からの模索が求められることや設計時点での予見がきわめて困難な点を考慮した上で、必要な変更内容であると判断いたします。

本町が国に申請したバイオマス産業都市構想では、本町が有する森林資源を根元から梢まで余すことなく活用する体制を目指すとされており、こうした取り組み内容が農林水産省より認定を受けた要因として挙げられます。

本整備は、構想実現に向けての重要な事業であり、慎重な試行錯誤を繰り返し導き出した変更であると理解いたします。

あわせて、先ほど来、議論になっておりますように、今後も失敗の許されない事業を継続する中で、必要な条例整備等の必要を申し上げまして、本事業の成功を願い、本議案に賛成といたします。

○議長（野口久之君）　ほかに討論はありませんか。

山内君。

○6番（山内武夫君）　議案第67号　平成28年度　京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更につきまして、賛成の立場で討論を行います。

本事業につきましては、これまでの化石燃料や電気にかえて木質バイオマスを活用したエネルギーの自給、地産地消を図りながら、あわせて林業振興策の立場から和知地域の特別養護老人ホーム長老苑とわちエンジェルを対象に、地域熱供給システムの取り組みを京丹波町初の取り組みとして、モデル的に実施しようとするものでありまして、本年6月議会において議決をしたものであります。

本町は、本年10月に国のバイオマス産業都市構想の1つに選定をされました。世界的に

環境の保護・保全が叫ばれている今日、町の８３％を占める林業を主体とした本町にとって、自給自足的な循環社会を構築する上で、本事業が山という身近な資源をいま一度見直す絶好の機会となるものと確信をいたします。

そういう中で、今回の請負契約の変更は、熱源建屋地下部の防水対策や施設側からの要望によるパネルヒーターの規格変更など、また管路敷設工事中における園児・生徒等の通行上の安全確保を図るための交通誘導員の増員など、事業を推進する中において改善を要する事象が判明したものであり、安心・安全の観点から随時その時点での適切な判断がなされたものと認めます。

今回をモデルケースといたしまして、今後、一層、森林資源の活用に着目した森林・林業施策が推進されますように、あわせて先ほども議論が出ておりました専決処分の規程等についても整備をされるよう要望をいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第６７号を採決します。

議案第６７号 平成２８年度 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第６７号は、原案のとおり可決されました。

≪日程第５、議案第６８号 平成２８年度 旧和知小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について≫

○議長（野口久之君） 次に、日程第５、議案第６８号 平成２８年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更についての質疑を行います。

篠塚君。

○４番（篠塚信太郎君） 今回の変更契約の中で、外構工事のアスファルト舗装、排水路等の追加工事につきましては、もともと当初の設計になかった分でありますので、別途発注をすることを検討しなかったのかというのが第１点目です。

第２点目は、本工事の契約の相手方であります共立・高木・猪田特定建設工事共同企業体の構成員の出資比率についてお聞きします。

3点目は、いつ変更仮契約を締結されたのか。この3点、まずお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 一番初めの別途発注をしたかどうかということでございますけれども、この工期につきましては3月17日となっておりますので、その後というふうに別途発注になるかと考えられますし、また、多目的グラウンドの南側につきましては、当初からアスファルト舗装等を計画しておりますので、その延長上といえますか、そういった形でするのが現場が錯綜するもので、そういったことで行いました。また、別途発注にしますと、やはり経費の面でやや不利というふうになるということから、今回の変更とさせていただいたところでございます。

出資比率は後ほどにさせてもらいまして、変更の契約の日でございますけれども、契約日につきましては、平成28年11月28日となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 木南監理課長。

○監理課長（木南哲也君） 出資比率、私、ちょっと調べたものがありますので、お答えしますが、共立工務店さんが40%、高木設備さんが30%、猪田テクノスさんが30%となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 別途発注については、検討しなかったということではありますが、12月2日開札の町道舗装工事ですが、予定価格が420万円程度の工事ではありますが、10社が同札でくじで決まるというような異常な競争もされておまして、このような状況の中で、やはり外構工事につきましては、町内業者に私は別途発注すべきであるというふうに思います。先ほどの理由で工期的な面とか安価であるとかということもございましたが、この請負契約の共同企業体の構成員の代表者は、株式会社共立工務店ということになっておりますので、出資比率は40%ということでもありますので、諸経費込みで、この外構工事、大体730万円というふうに見ているのですが、そのうち4割といえますと、約300万円が町外の南丹市に出ていくということにはならないんですか。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 共立さんのほうに出ていくと。町内業者でしたらよいというようなことでございますけれども、やはり一体的な工事でございますので、外構につきましては、やっぱりこちらの追加工事というふうにさせていただきました。確かに、町外へ出ると言わ

れば、そういうことになろうかと思えますけども、やはり工期等の関係でこういうふうにさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 工期の関係で一体発注したと。追加発注したということでございますが、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と、このように規定をいたしております。

住民福祉の向上と最少の経費で最大の効果、両立できればベストであります。しかし、地方自治体というのは営利企業ではありませんので、経費は少し高くなっても、これは住民福祉の増進につながるということであれば、やはりそういう事務を優先すべきと私は考えております。町のお金が町外に流出しないようにすることが、地域経済の活性化と住民福祉の増進につながることに間違いはございません。

今回のような追加変更契約を繰り返していると、どのような理由があろうとも、幾ら地方創生加速化交付金の交付を受けて事業実施をしても、地方創生を原則減退させることになりかねません。仮契約も締結されておりますので、契約解除をすることは、審議上、到底できるものではございませんが、今後、今回のような工事については別途発注する。それから、今後、発注する工事についてもできる限り町内業者を示すべきというふうに考えますが、その見解についてお聞きをいたします。

この答弁につきましては、指名委員会委員長の副町長に答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） もちろん地域経済の振興等も考えたり、地方自治法第2条に総則でございすけども、定める理念というのは尊重しなければならないと思っております。片や、そのコストという部分も税を投入するわけですから、それも比較検討しながらケース・バイ・ケースに応じてやらなければなりません。今回については、別途発注という工事ではとらなかったということでございます。今後、そういったことを十分に念頭に置きながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） ちょっと私もお尋ねしておきたいのですが、今回、変更になっております内壁の厚みの変更ということで、湿気対策や強度を高めるということでございました。多目的グラウンドの場合、中でいろんな行事も含めてやるということでございましたけども、

湿気というものは、当初の予定の厚みではどういうデメリットといたしますか、弊害が出てくるのかどうか伺っておきたいというのが1点と。

外壁工事で、排水路とかアスファルト舗装ということが内容になっているわけですが、これは当初から当然現場を見れば必要ということは判断されていなかったのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 最初のご質問でございますけれども、補足説明で湿気対策と述べさせていただきました。どういった弊害があるのかということでございますけれども、石こうボードでございますけれども、やはり石こうボードだけですと、湿気を含んだりということで厚みを増やさせていただきまして、内側にケイ酸カルシウム板を貼るということでさせていただいたところでございます。

また、外構の追加につきましては、今後、この施設の維持管理にも携わっていかれるであろう関係者の方の強いご意見がありまして、草刈りでありますとかそういった維持管理の軽減ということで強い希望がありましたので、今回それにさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 1点目の湿気対策ということでございましたけれども、石こうボード、当初そういう計画をしておったということで、それに湿気対策でパネルなどを貼るということでございますけれども、当然そういう石こうボードであれば、湿気という問題は当初からわかっておったのではないかと思いますし、設計をされた業者についても、現場も見てそういう状況も見ておられるわけでございますので、あえて湿気を呼ぶようなものを設置をすること、一番基本になるべきところですね。これ、どうであったのか伺っておきたいということと。

それから、外構工事の関係ですけれども、地元から強い要望があったということでございますけれども、当然、現場を見れば排水路も必要ですし、舗装の問題もわかるのではないかと思いますけれども、当初、地元から強い要望というよりも、当然地元の強い要望でやるということでございましたし、調整や協議もされてきた経過もあると思うんですけれども、そういうところでの協議や話し合いはされていなかったのかどうか。当然、必要という認識になっていなかったのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 当初からわかっていなかったのかということでございますけど

も、これにつきましては、今回、請負業者であります共立工務店さんの共同企業体でございますけれども、この業者は、建物ができた維持管理というノウハウも持っておられまして、そういう提案もあって、今回させていただいたものでございます。もちろん十分こちらにおいて協議をさせていただきまして、今回提案させていただいたものでございます。

あと、外構の工事、当初はどうであったのかということでございますけれども、地元の関係につきましても、当然お世話になるというようなこともありますので、十分説明が行っていなかったのかもしれませんが、当初の計画では、できるだけ費用を抑えたいという意味もありまして、このようになったということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 建設を請け負っていただく業者の方がいろいろノウハウを持っておられるということでしたけれども、本来、設計をやっていただく業者、ここが専門の業者でノウハウを持っておるところに設計業務を委託しておるわけですか、発注を。そこが一番のノウハウを持った専門家だというように思うんです。その設計業者、専門家が、何でこういう石こうボード、湿気を呼ぶようなものを設置したんやということに問われるわけなんですね。この辺は設計業者の責任というのは何もないのかどうか、ちょっと伺っておきたいというのが1点と。

それから、今回の追加工事については、全体1,000万円を超える大きな費用を追加しようとしておるわけなんで、そういう面から言いますと、先ほど、篠塚議員からもご指摘がありましたけれども、分割してやるとかということも、やはり1つの考え方にたつべきではないかと思うんですけれども、あえて1,000万円を超える追加工事ということを判断されたというのは、どこからそういう判断をされておるのか。

また、こんな大きな金額であれば、先ほどと違い、軽微というよりも大きいわけですから、該当の委員会に報告するとかそういうことも、当然、私は必要だと思うし、議会へも報告するということが必要があったと思うんですけれども、その辺はなぜされていなかったのか。必要ないということであったのかどうか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 設計業者でございますけれども、建築後の維持管理までも考えておられなかったと思われるのですが、町といたしましても、そこまでの見きわめができなかったということでございます。

あと、1,000万円を超える金額ですので、大変大きなことでございます。どういう判

断であったのかといいますのは、先ほども説明をさせていただいたとおり、地元の要望であるとかそういったことでさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 委員会でも言ってまして、わかっていただいていると思ひまして、今日は、質問するつもりはなかったんですけども、今、また、支所長の話聞いてますと、当初に議案として提出するときには、できるだけ最小限で提出をしたんやと。増えた分は追加をしたんやと。こういう話なんですけども、委員会でも言ってましたけど、予算というのは、やっぱり当初決めたらそれでやってもらわんとね。予算の意味がないわけですよ。例えば、A、B、Cと工事を分けてせんらんけども、A、Bは当初に入れておくと。Cはまた話があったら、後で追加したらええやないかというのは、予算を立てる意味がないわけです。そのことは、この前の委員会で担当課の伴田参事に言いましたら、ごもっともですと。平成29年度の予算は、そんな甘い立て方はしてませんと。こういう話だったんですけど、今の和知支所長の話聞いてますと、ほんまかいなと、こう思いました。もう一度、支所長、どう考えてはるのか。これは反省をしておいてもらわんと。こういう予算の立て方を、ほかの各課もそうだと思うんですけど、やっぱりせっかく議会で予算審議もするわけですし、加えて、これからは、いつも皆さんもおっしゃってるとおり、予算の規模というのは、地方交付税が減っていきますから、縮小していくわけですね。これが右肩上がりのときでしたら、ある意味では追加も可能かもわかりませんが、どちらかといったら右肩下がりになるわけですね。だから、ええ加減な予算編成をしておくと、本当に収拾がつかんようになってしまうと思います。もう一度その辺の考え方、支所長、よくわかってもうてるとは思うんやけど、どうなんか聞きたいと思います。もしも、ほかの管理職の方も、ぜひ今申し上げたような形で、平成29年度の予算を立ててもうたんだと思います。そのように1つ理解をしたいと思います。もう一度確認だけしときます。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） この件につきましては、予測できただろうというふうに思われておるんですけども、こちらにしましては、予測外のこともございましたもので、今回ということになった次第でございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 何で閉会中の委員会でその報告が、1,000万円を超える追加工事の説明がなかったのか。

○議長（野口久之君） 山田議員さんの答弁。

榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 委員会の中での金額的な説明はなぜなかったのかという。

○5番（山田 均君） 1,000万円を超える追加工事の説明が何でなかったんやと。

○和知支所長（榎川 諭君） 済みません。そういった認識ではおりませんでした。

○議長（野口久之君） 山崎君。

○9番（山崎裕二君） 今日の答弁を聞いてて、当初予測できなかってやむを得ず追加になった工事が出たことと。最初の予算を抑えたかったという答弁があったと思うんですけど、それ、どう関係あるんですか。もう一度お願いします。

○議長（野口久之君） 榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川 諭君） 先ほども述べさせていただいたとおり、予算はできるだけ抑えたいと。事業費はできるだけ抑えたいということだけでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○5番（山田 均君） ただいま提案されております議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事については、平成28年7月21日の第2回臨時議会で提案可決をされました。臨時議会の審議では、施設の利用見通し人数が二転三転をして、年間利用者は8,000人程度と説明がされました。旧和知町の地域の人口が平成28年3月31日現在で3,159人です。単純に計算すると、和知地域に住所がある赤ちゃんから寝たきりのお年寄りも含め、1年間で2.5回以上使用することになります。

この多目的グラウンドは、地元住民の悲願であり、待望した施設として議会広報でも掲載をされました。町民の協力は大きいに歓迎するものですが、町の施設であり、管理条例に基づき管理運営などは、町が責任を持たなければならないことは当然です。地域の実情も踏まえ、5年後、10年後の見通しを持った活用の仕方、維持管理など、十分な協議と合意と納得で進めるべきです。

変更内容は、内壁の交換で湿気対策や強度を高めるため、また、外構工事ですが、業者か

らの提案との説明もされましたが、専門の業者が実施設計したのであれば、設計業者の提案はどうであったのかが問われます。また、そのチェックはどうなっていたのか。どこでチェックをされたのか。責任も問われるのではないのでしょうか。また、現地を見れば、外構工事は当然必要な工事です。これでは、地元や関係者との十分な協議ができていなかったと言えます。工事請負契約金額から1,081万800円もの多額の費用を増額する変更契約は、増額が必要になった時点で議会にも報告すべきです。このことについては、考えていなかったという回答もありましたけど、こんな対応でいいのかどうか厳しく指摘をしておきたいと思います。

この間、丸山橋の工事を初め、道の駅 味夢の里の不等沈下工事など、まがりなり手法が繰り返されています。

時には、長時間の審議の上、僅差で可決されても町民の総意と言いながら、一方では、議会に何の報告もなしに工事を進めて、後から承認を求めるやり方は、提案すれば最後はとおると思っておられるとは思いませんが、議会軽視そのものです。厳しく指摘をするものです。

また、今回の契約変更で提案されている外構工事などは、追加ではなく、新たに外構工事として発注すべきことも指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山下君。

○7番（山下靖夫君） ただいま提案されています議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、私は、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、そもそも12月1日の議会運営委員会において、執行部からは議案第67号 京丹波町地域熱供給システム整備工事請負契約の変更と一緒に、5日の本会議の初日に提案し、即決してほしいということでありました。

旧和知第二小学校屋内グラウンド建築については、以前から地元の皆さんの熱い熱い願いに、町当局が7月21日の平成28年第2回京丹波町議会臨時会において提案され、契約金額1億7,432万4,960円で、京都府南丹市園部町美園町4-13-4、共立・高木・猪田特定建設工事共同企業体が落札し、可決した案件であります。その後、契約期間の平成29年3月17日に向け、工事は順調に進み、工事の進捗率は50%と聞いております。

ここに来まして、湿気の問題や強度の関係で、内壁の補強をすべきという専門的なアドバイスを受けたことや、水洗便所の変更や周辺のアスファルト舗装、排水路等の追加が出てきて、総額1,081万800円の補正が必要になったという説明がありました。

議運では、担当委員会で審議をして議決すべきということになり、5日の午後、総務文教常任委員会を開催し、現場に出向き、榎川和知支所長より説明を受け、その後審議を行いました。

先刻も、議員各位から出ておりましたような質問や意見が出ておりましたが、幸いにも補強のできる今、手直しができることはありがたいことだと思います。そのことが屋内多目的グラウンドを気持ちよく長く使用することができるならば、変更すべきであると思います。

工事予算を低く抑えるということで、周辺の舗装など、計画に挙げなかったということはおかしく、不思議に感じたところではありますが、地元からの要望もあり、この際あわせて工事をすべきであるという観点で、私は賛成の討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

北尾君。

○12番（北尾 潤君） ただいま提案されております議案第68号に賛成の立場で討論します。

本件は、当初予算で、本町に必要な事業として議会が認め、第2回臨時会で適切な請負契約案件として可決された金額に、変更に伴う費用として1,081万800円を追加するものです。

変更内容は、内壁の補強については、内壁が湿気によるゆがみと取り付け箇所にひずみが発生し、ボードが剥離するおそれもあり、また、湿気でゆがんだボードでは、耐衝撃性も低下すると考えられ、今回の追加により、これらの不安が解消されることで、安心・安全な施設の活用が行われます。

外構については、施設の進入路及び施設周囲を舗装することで、施設利用者の利便性の向上だけでなく有事の際の活用にも、ともに今後の施設の維持管理、特に周辺の除草作業も効率的に行われると考えます。

また、水路を追加整備することで、施設敷地内での雨水の滞留も軽減されます。

また、トイレの自動水洗化により、臭気の軽減が図られ、施設使用者が快適に利用できるとともに、冬季の凍結防止に寄与することで効率的な維持管理が行えます。

本施設は、地元の要望から始まり、丁寧につくり上げてきた地域交流施設という顔とは別に、災害の際には非常に重要な防災拠点になります。

よって、必要であった強度と利便性の向上が、この変更でしっかりと担保されることを確信し、議案第68号に賛成討論とします。

○議長（野口久之君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終結します。

これより、議案第68号を採決します。

議案第68号 平成28年度 旧和知第二小学校屋内多目的グラウンド建築工事請負契約の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。よって本日はこれをもって散会します。

次の本会議は21日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さんでございました。

散会 午後 3時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代